
えにわ障がい福祉プラン

(案)

第8期 恵庭市障がい者福祉計画
第7期 恵庭市障がい福祉計画
第3期 恵庭市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

イラスト作品等挿入予定

令和6年3月策定
恵庭市

はじめに

我が国の障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し施策が講じられています。



恵庭市では、恵庭市総合計画の基本目標にある「助け合いのちを大切にすまち」の実現に向けて、「恵庭市地域福祉計画」や「恵庭市男女が平等に暮らすために共に歩む条例」に基づき、市民一人ひとりが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、平成 8 年 3 月に「恵庭市障がい者福祉計画(第 1 期)」を策定して以来、国や北海道の計画を踏まえながら、障がい福祉施策の実現に向けて障がいを持つ方々に対する施策を継続的に推進してまいりました。

しかしながら、社会情勢は日々変化し、少子化や高齢化などの人口構造の変化、地震や豪雨などの自然災害の発生や新型コロナウイルスによる感染症拡大などにより、障がいを持つ方々にとってさまざまな課題が生じています。このような障がい者を取り巻く社会情勢を踏まえ、施策の進捗状況や課題の分析など検討を行い、従来の計画を見直し、この度令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とした「えにわ障がい福祉プラン」を策定いたしました。

計画の策定に際し、障がいのある方々へのアンケート調査や恵庭市障がい者地域自立支援協議会での意見聴取を行い、市民の皆様からのパブリックコメントをいただき、計画の素案を恵庭市社会福祉審議会および同障害者福祉専門部会で協議し承認いただきました。この計画の基本理念である「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」の目指し、障がいのある方々が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる福祉の向上に向け、一層の努力をしてまいります。

最後に、計画策定にご支援いただきました恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会の委員の皆さま、貴重なご意見をいただきました福祉関係団体や市民の皆さまに、心より感謝申し上げます。今後も皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月

恵庭市長 原田 裕

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|-------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 2 |
| 3. 計画の期間 | 4 |
| 4. 計画推進のために | 5 |

第2章 恵庭市の現状と課題

| | |
|-----------------------|----|
| 1. 恵庭市の現状（障がい者の状況） | 7 |
| 1) 人口と障害者手帳所持者数の推移 | 7 |
| 2) 障害者手帳所持者数 | 8 |
| 2. 障がいのある人の意向と課題 | 10 |
| 1) 障がい者アンケート調査結果 | 10 |
| 2) 事業所アンケート調査結果 | 17 |
| 3) 当事者家族関係団体ヒアリング調査結果 | 19 |

第3章 第8期恵庭市障がい者福祉計画

| | |
|------------------------|----|
| 1. はじめに | 23 |
| 2. 基本理念 | 23 |
| 3. 基本方針 | 23 |
| 4. 基本目標 | 24 |
| 5. 施策体系 | 25 |
| I 生活支援 | 27 |
| II 保健・医療 | 31 |
| III 障がい児の発達支援と教育 | 33 |
| IV 社会参加 | 37 |
| V 就労支援 | 39 |
| VI 差別解消、権利擁護及び虐待防止 | 41 |
| VII 生活環境 | 43 |
| VIII 情報アクセシビリティ・意思疎通支援 | 45 |

第4章 第7期恵庭市障がい福祉計画

| | |
|------------------------|----|
| 1. はじめに | 47 |
| 2. 障がい者支援サービス体系 | 47 |
| 3. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標 | 49 |
| 4. 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量 | 56 |

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 訪問系サービス | 56 |
| (2) 日中活動系サービス | 58 |
| (3) 居住系サービス | 62 |
| (4) 自立支援医療 | 63 |
| (5) 補装具 | 64 |
| (6) 相談支援 | 64 |
| (7) 地域生活支援事業（必須事業） | 65 |
| (8) 地域生活支援事業（任意事業） | 69 |
| 5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて | 70 |

第5章 第3期恵庭市障がい児福祉計画

| | |
|--------------------------|----|
| 1. はじめに | 71 |
| 2. 障がい児支援サービス体系 | 71 |
| 3. 提供体制の整備 | 73 |
| 4. 障がい児福祉サービス等の実施状況及び見込量 | 76 |
| (1) 相談支援 | 76 |
| (2) 障害児通所支援 | 76 |
| (3) 訪問系サービス | 78 |
| (4) 日中活動系サービス | 80 |
| (5) 自立支援医療 | 80 |
| (6) 補装具 | 80 |
| (7) 地域生活支援事業 | 81 |
| (8) 医療的ケア児の支援 | 83 |
| 5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて | 84 |

資料編

| | |
|------------------|----|
| 1. 計画策定の経過 | 85 |
| 2. 恵庭市社会福祉審議会条例 | 86 |
| 3. 障害者福祉専門部会委員名簿 | 89 |
| 4. 計画の策定体制 | 90 |
| 5. 用語の解説 | 91 |

■視覚に障がいがある人に向けて音声 CD を作成しています。
詳しくは障がい福祉課へお問い合わせください。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化に伴い「親亡き後」を見据えた早期からの自立の促進や、災害発生など社会環境が著しく変化している中、災害時の情報伝達や支援など、障がい福祉のニーズも多様化複合化しています。また、障がい者の権利の実現や人権尊重についての取り組みも求められています。

こうした状況を踏まえ障がいのある人もない人も誰もが自立して安心して暮らせる地域社会をつくりあげていく必要があります。

障がい者をめぐる情勢として、平成18年12月に国連総会で、「障害者の権利に関する条約^{※1}」いわゆる「障害者権利条約」(略称)が採択され、我国では条約の締結に先立ち、国内法制度改革を進めていくこととしました。

国内における障がい者福祉施策は、行政がサービス提供を決定する「措置制度」が長く続いてきましたが、平成15年の「支援費制度^{※2}」の導入により、障がいのある人が自己決定に基づきサービスが利用できるようになり、大きく転換されました。また、平成18年には「障害者自立支援法^{※3}」が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がい、と障がい種別ごとに異なっていたサービス体系が一元化されました。

平成23年の「障害者基本法」の改正では、法の目的規定に「共生社会の実現」が加えられました。また、平成24年には「障害者虐待防止法」が施行され、平成25年には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。平成26年の「障害者差別解消法^{※4}」の成立をもって一通りの障がい者制度の充実がなされたことから、国会において障害者権利条約の締結が承認され、同年、国連において日本の条約批准が承認されました。

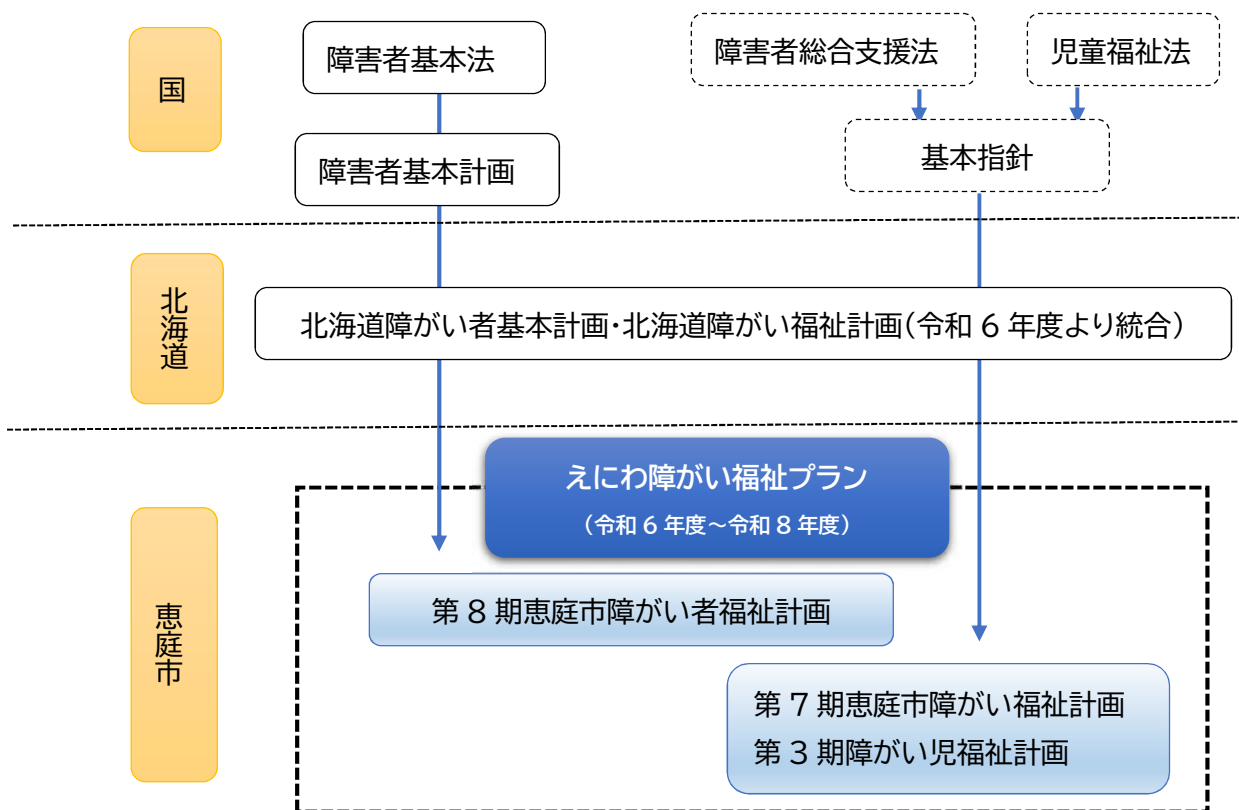
本市においては「えにわ障がい福祉プラン(令和3年度～令和5年度)」では「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」を基本理念に掲げ、障がい者の自己決定と自己選択を尊重し、地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、サービス提供体制の確保の方策等を示してきました。

このたび、本計画の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況、及び数値目標の達成状況等を検証し、令和6年度からのえにわ障がい福祉プランを策定します。

2. 計画の位置づけ

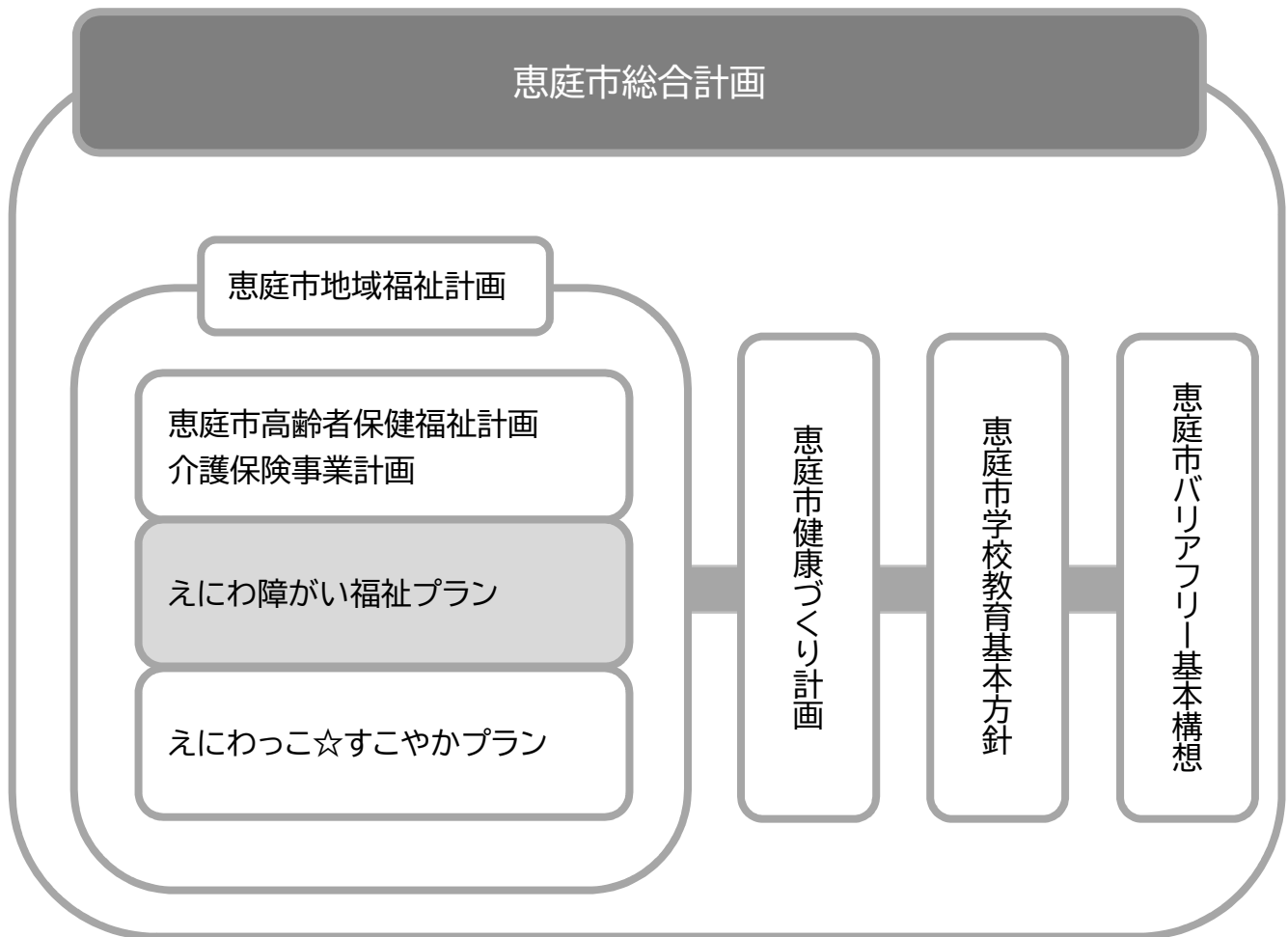
法令根拠

- 「障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)」であり、障がい者施策全体の方向性を定めるものです。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第1項に定める「障害福祉サービス^{※5}、相談支援及び地域生活支援事業^{※6} の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)」であり、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス等の見込量を定めるものです。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第1項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(市町村障害児福祉計画)」としてサービス等の見込量を定めるものです。



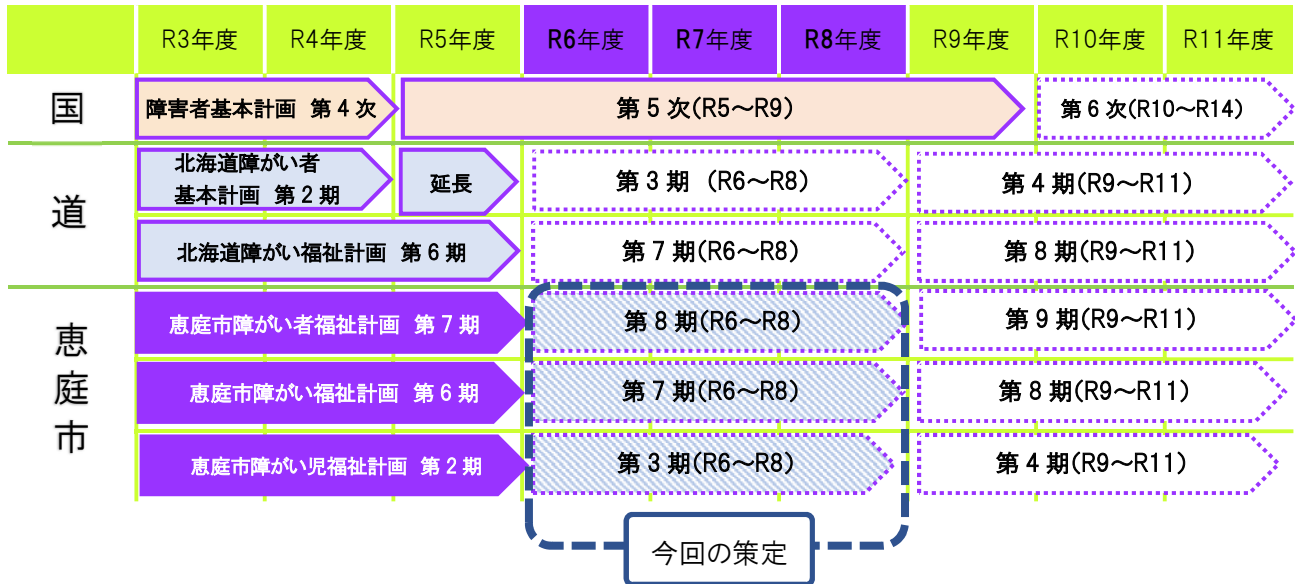
他計画との関係

- 計画の名称は「えにわ障がい福祉プラン」としています。
- 「えにわ障がい福祉プラン」は、「障がい者福祉計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定し、恵庭市総合計画の分野別個別計画として恵庭市地域福祉計画が示す理念や目標に合わせて策定します。



3. 計画の期間

計画の期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの3年間とします。

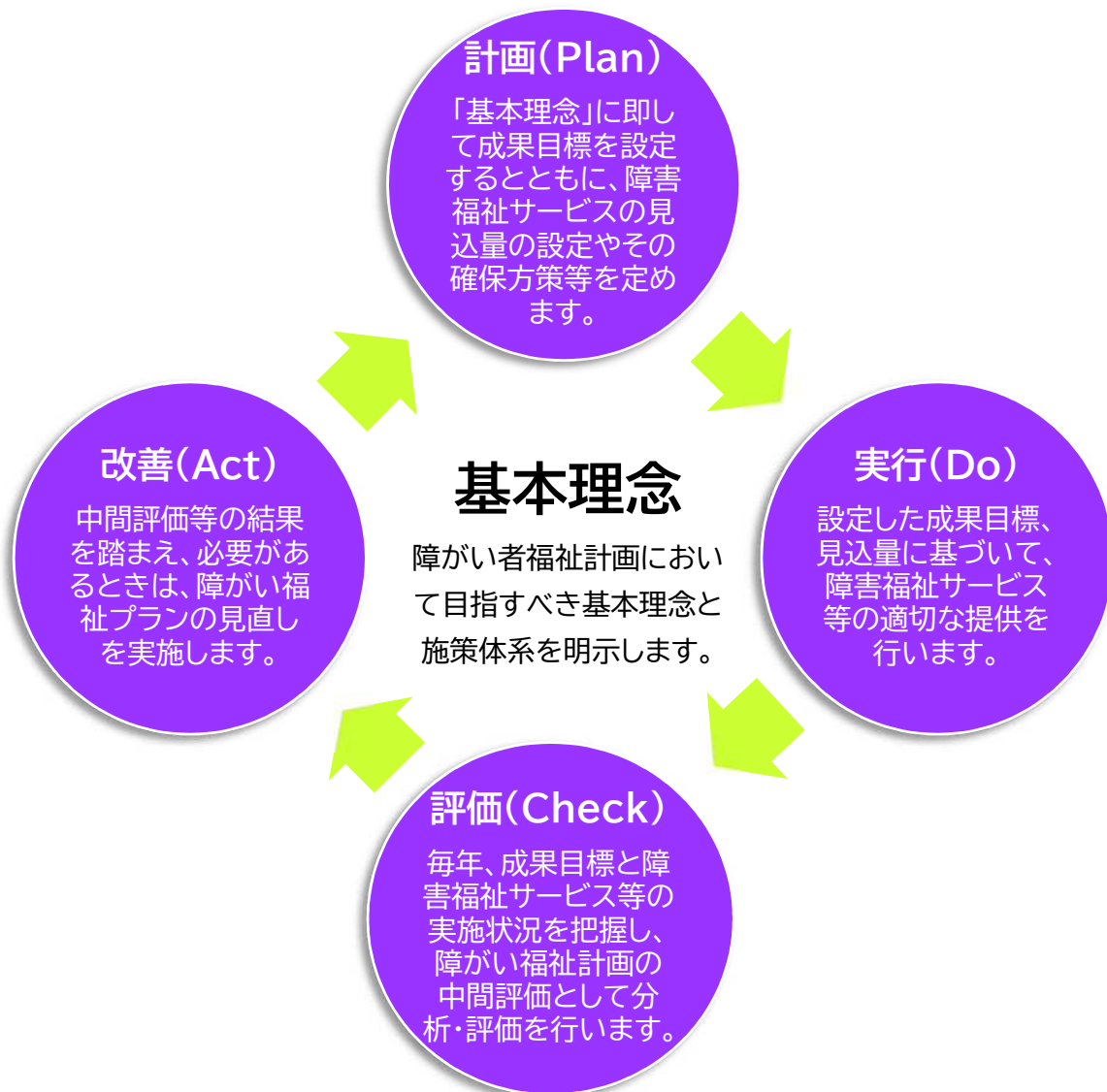


4. 計画推進のために

計画を推進するためには、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指し、可能な限り身近な場所において日常生活を営むことができる体制づくりが必要です。

地域生活に必要なサービスの見込量や提供体制に関する計画を着実に推進することにより、基本理念の実現が可能となります。事業の推進状況については、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施状況と進捗状況を取りまとめ、恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部に報告し、PDCAサイクル※7のプロセスに沿って計画を推進します。

PDCAサイクルのプロセス



挿絵（予定）

第2章 恵庭市の現状と課題

1. 恵庭市の現状(障がい者の状況)

1)人口と障害者手帳所持者数の推移

恵庭市の人口は増加の傾向にあります。また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計数も微増の傾向にあります(図1)。人口の伸び率は平成30年度から令和4年度で0.8%であるのに対し、障害者手帳所持者数は平成30年度で3,950名であったのが令和4年度では3,996名となっており、その伸び率は1.2%となっています。また、人口に対する障害者手帳所持者数の比率は平成30年度と令和4年度ともに5.7%となっています。今後の推計は、人口は減少傾向になるとは思われますが、障害者手帳所持者数はほぼ横ばいに推移すると思われます。

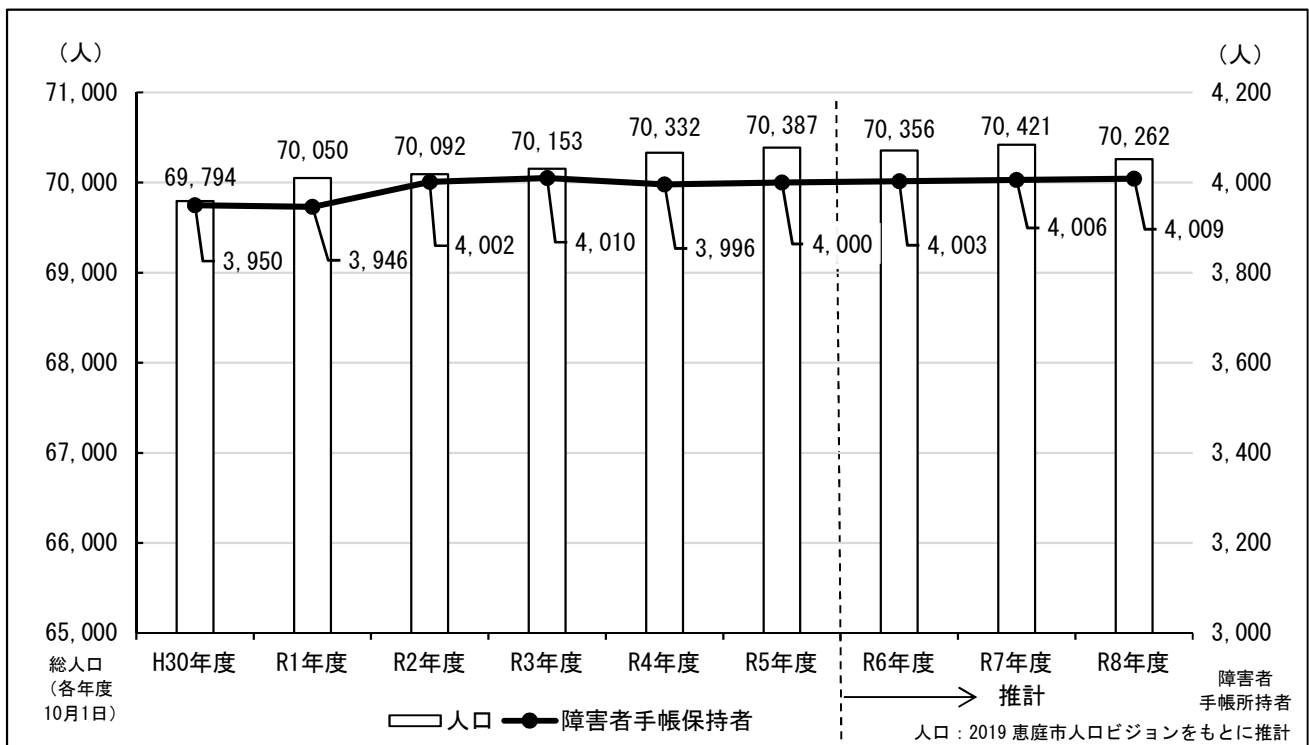


図1. 人口と障害者手帳所持者数の推移

2)障害者手帳所持者数

(1)身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は増減しながら推移しています。等級別では、令和4年度は1級が854名と最も多く、次いで4級649名、3級431名の順となっています(図2)。

障がい種別では、令和4年度は肢体不自由1,604名と最も多く、次いで内部障がい888名、聴覚・平衡機能障がい171名の順となっており、人工透析などの内部障がいが増加する傾向にあります(図3)。

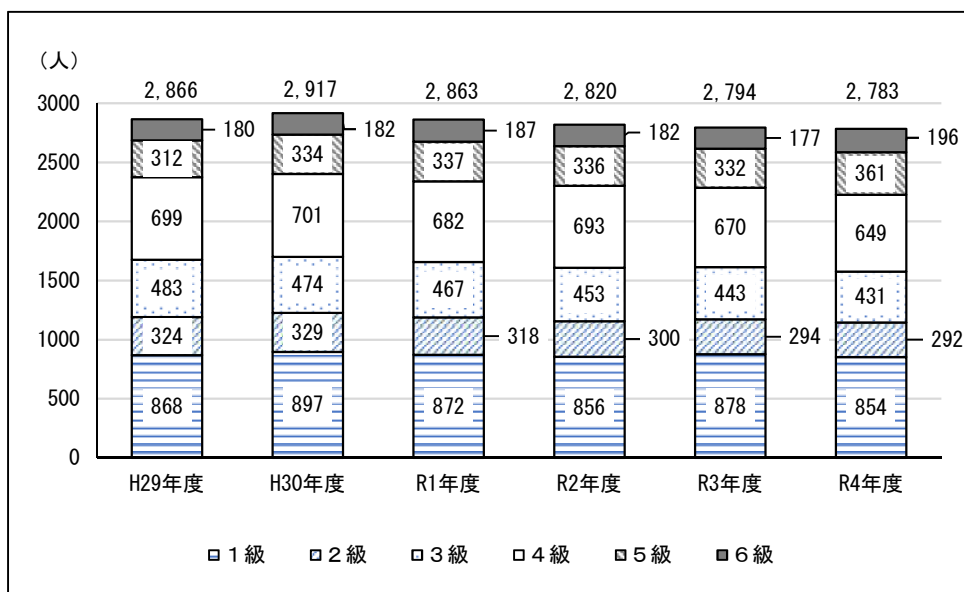


図2. 身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移

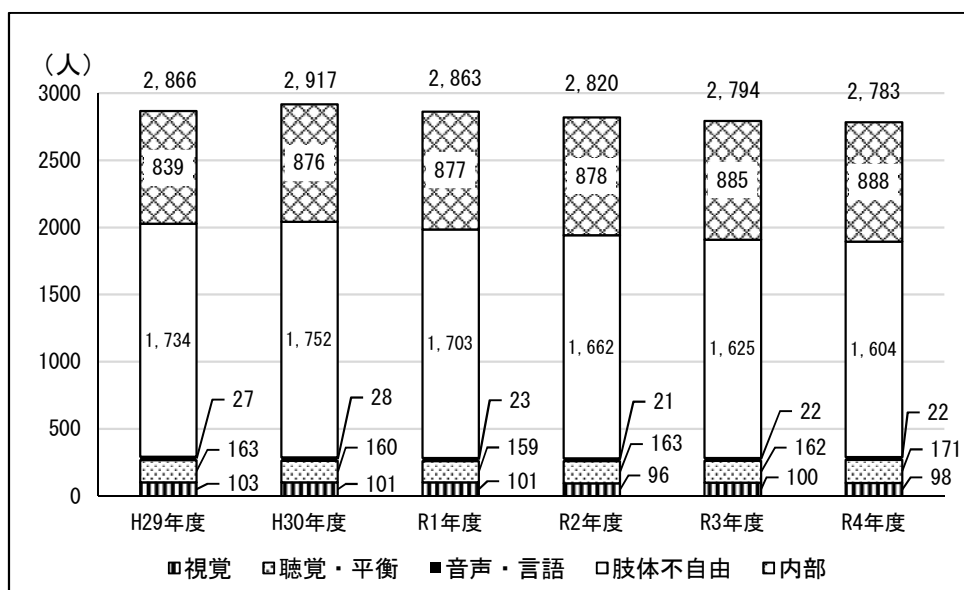


図3. 身体障害者手帳所持者数(障がい種別)の推移

(2)療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数はA判定、B判定ともに増減しながら推移しています。判定別では、令和4年度はA判定が175名、B判定が539名となっています(図4)。

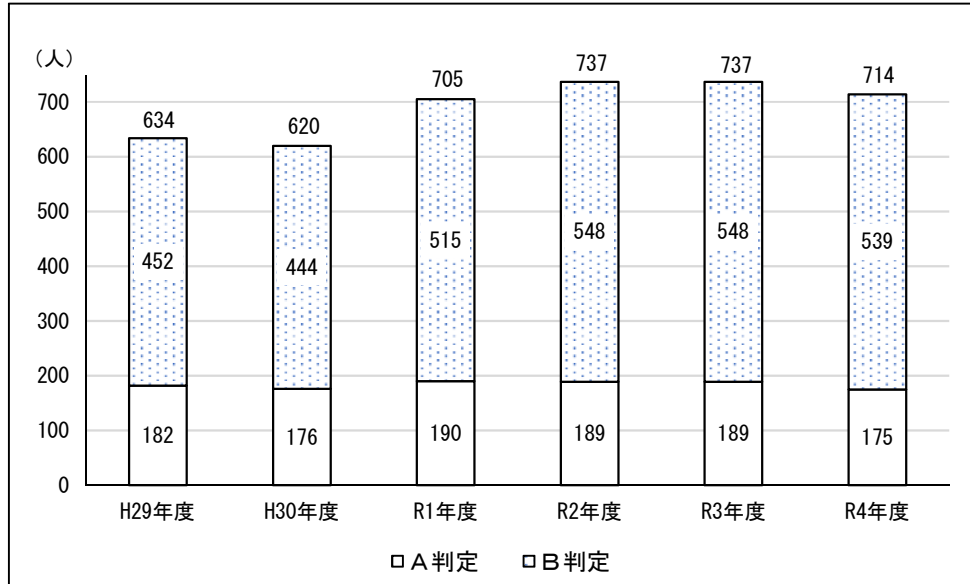


図4. 療育手帳所持者数の推移

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は2級及び3級で増加する傾向にあります。等級別では、令和4年度は2級が268名と最も多く、次いで3級190名、1級41名の順となっています(図5)。

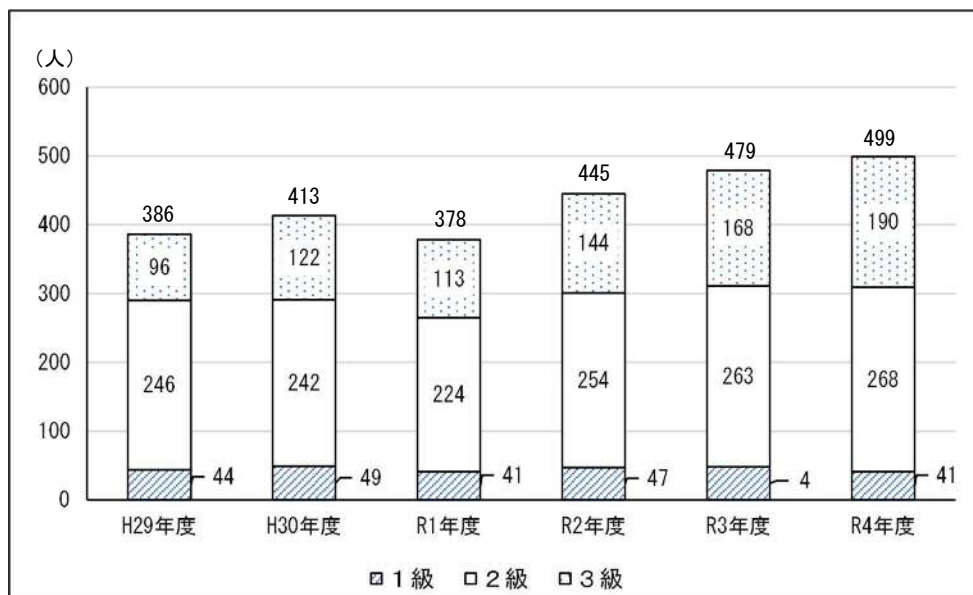


図5. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

2. 障がいのある人の意向と課題

1) 障がい者アンケート調査結果

■ 調査の目的

えにわ障がい福祉プラン(令和6年度から令和8年度)の策定のために、障がいのある人のニーズ調査及びサービス見込み量の推計をすることを目的としています。

■ 調査の対象者・対象者数・調査方法・調査期間

| | |
|---------|---|
| 対 象 者 | 障がい者(18歳以上):障害者手帳所持者 障がい児(18歳未満):障がい福祉サービス利用者 |
| 対 象 者 数 | 調査票送付数:1,300名(国の調査報告の計算式を準用) 内訳:身体障害者手帳 453名、療育手帳 310名、 精神保健福祉手帳 294名、障がい児 243名 抽出方法:多段抽出法 |
| 調 査 方 法 | 郵送配布・回収 |
| 調 査 期 間 | 令和5年6月9日(金)～令和5年6月30日(金) |

■ 回答結果

| 調査票送付数 | 回答数 | 回答率 |
|--------|------|-------|
| 1,300人 | 591人 | 45.5% |

(1)回答者の年齢

年齢については、「75 歳以上」が 24.7%で最も高く、次いで「40～49 歳」(11.0%)、「0～9 歳」(10.5%)となっています(図6)。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所有者では「75 歳以上」(44.3%)、療育手帳所有者では「20～29 歳」及び「30～39 歳」(18.2%)、精神障害者保健福祉手帳所有者では「40～49 歳」(24.0%)が各々最も高くなっています。

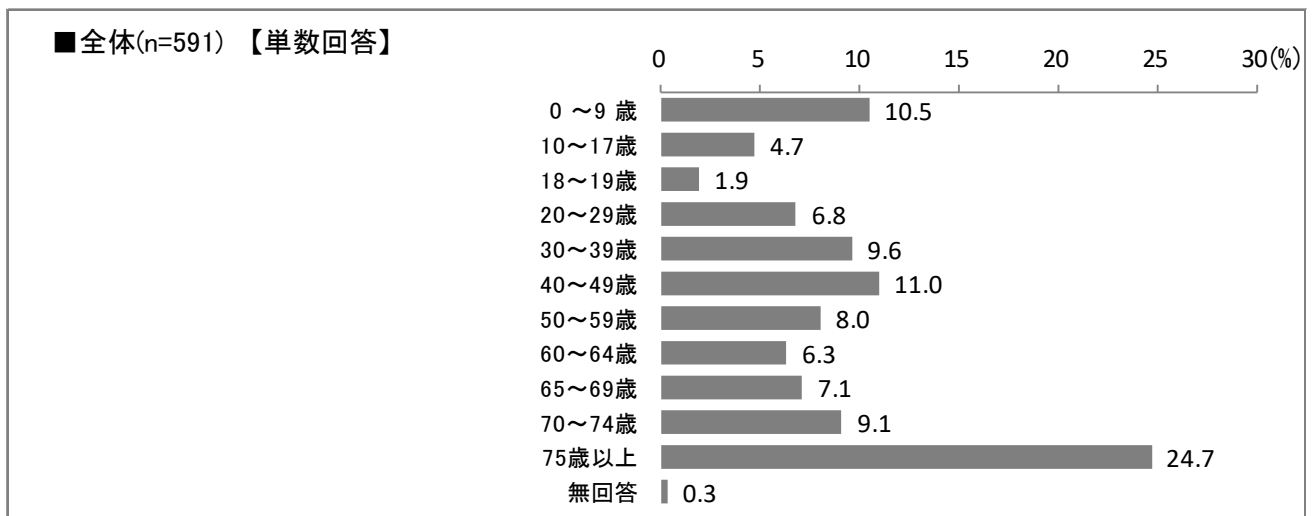


図6. 回答者の年齢

(2)受けている医療的ケア

受けている医療的ケア^{※8}については、「服薬管理」が 52.8%で最も高く、次いで「透析」および「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」が各々9.4%となっています(図7)。

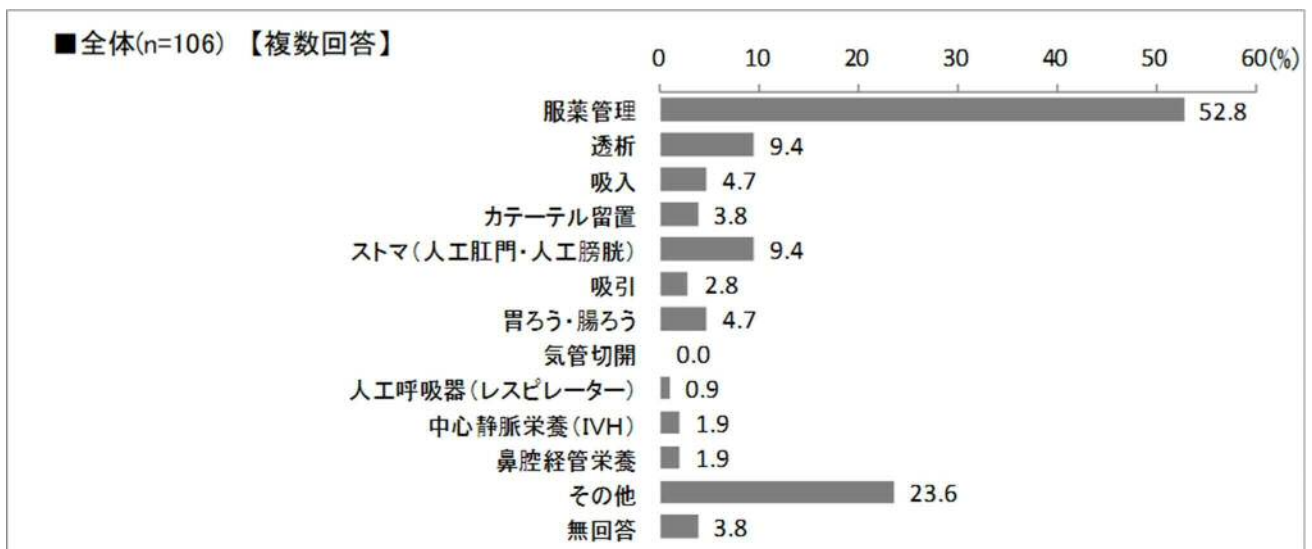


図7. 受けている医療的ケア

(3)希望の暮らしをするために必要な支援

希望の暮らしをするために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が49.7%で最も高く、次いで「相談対応等の充実」(32.1%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(31.1%)となっています(図8)。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所有者では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(32.1%)、療育手帳所有者では「相談対応等の充実」(48.1%)、精神障害者保健福祉手帳所有者では「経済的な負担の軽減」(62.0%)が、全体に比べ10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「経済的な負担の軽減」(55.6%)、「相談対応等の充実」(46.7%)、「コミュニケーションについての支援」(44.4%)が上位を占めています。

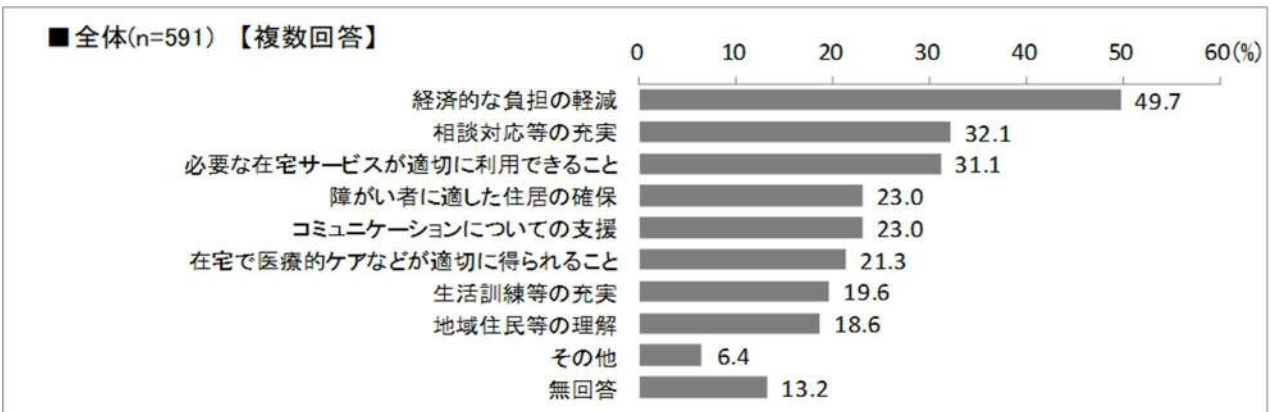


図8. 希望の暮らしをするために必要な支援

(4)外出する時に困ること

外出する時に困ることについては、「外出にお金がかかる」が24.7%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのかわかり」(24.6%)、「公共交通機関が少ない(ない)」(18.1%)となっています。(図9)。手帳種別にみると、身体障害者手帳所有者では「道路や駅に階段や段差が多い」(27.2%)、療育手帳所有者では「困った時にどうすればいいのかわかり」(43.4%)、精神障害者保健福祉手帳所有者では「外出にお金がかかる」(45.6%)が各々最も高くなっています。

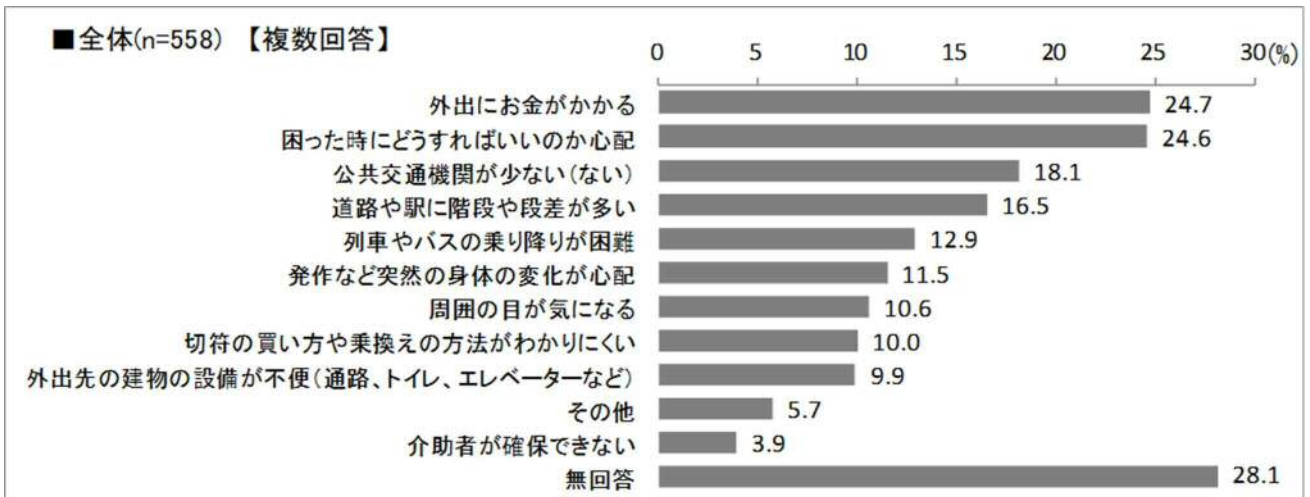


図9. 外出する時に困ること

(5) 今後の就労意向

今後の就労意向については、「仕事をしたい」が 42.0%、「仕事はしたくない、できない」は 44.4% となっています。(図 10)。

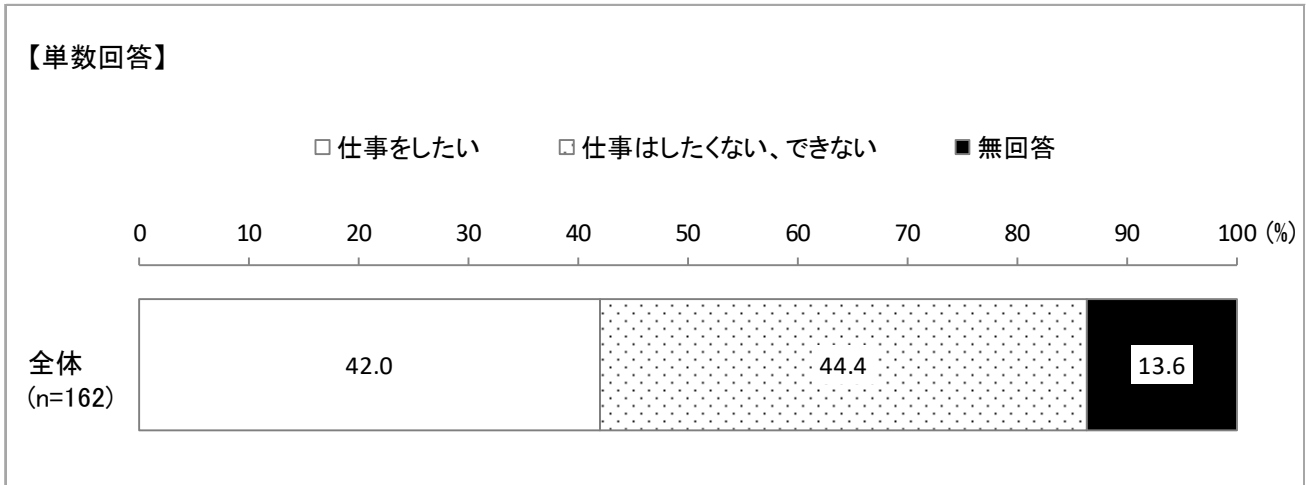


図 10. 今後の就労意向

(6) 職業訓練の受講意向

職業訓練の受講意向については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が 39.7%と最も高くなっています。一方、「職業訓練を受けたい」は 36.8%、「すでに職業訓練を受けている」は 16.2%となっています。(図 11)。

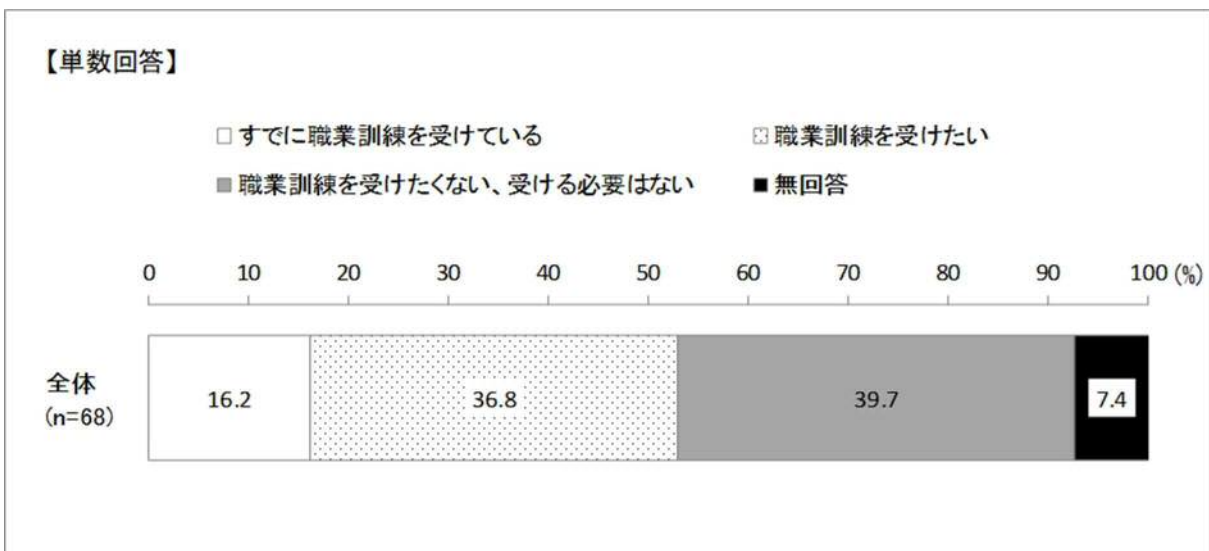


図 11. 職業訓練の受講意向

(7)障がいや福祉サービスの情報入手経路

障がいや福祉サービスの情報入手経路については、「家族や親せき、友人・知人」が 34.0%で最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.2%)、「インターネット」(26.9%)となっています。(図12)。

手帳種別にみると、療育手帳所有者では「サービス事業所の人や施設職員」(35.1%)、精神障害者保健福祉手帳所有者では「インターネット」(41.3%)が全体に比べ 14 ポイント以上高くなっています。

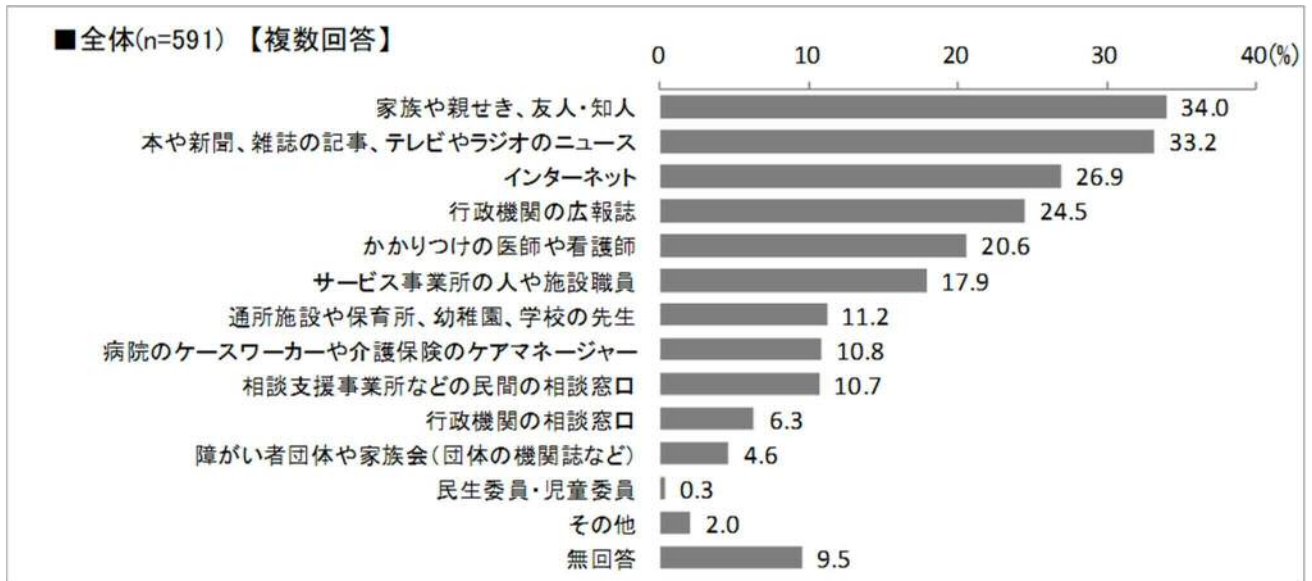


図 12. 障がいや福祉サービスの情報入手経路

(8)障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無については、「ある」が 19.1%、「少しある」は 20.5%、「ない」は 50.8%となっています。経験率(「ある」と「少しある」を合計した数値)は 39.6%となっています。(図13)。手帳種別にみると、経験率は療育手帳所有者では 59.7%、精神障害者保健福祉手帳所有者では 48.8%、身体障害者手帳所有者では 29.5%となっています。

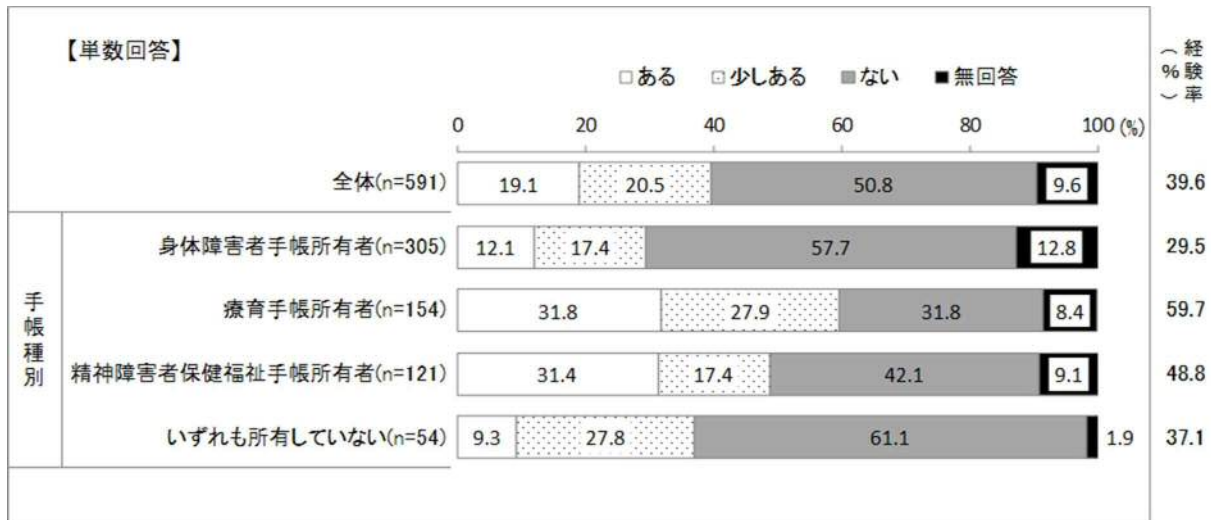


図 13. 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことの有無

(9)恵庭市手話言語条例の認知度

恵庭市手話言語条例^{※9}の認知度については、「名前も内容も知っている」は 4.9%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は 17.4%、認知率(「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合計した数値)は 22.3%となっています。(図14)。

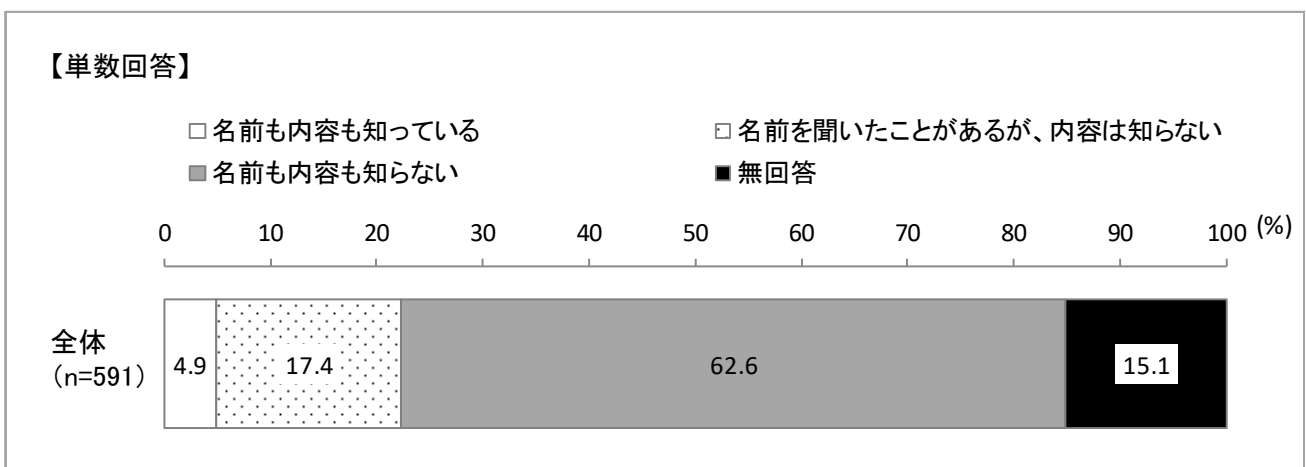


図 14. 恵庭市手話言語条例の認知度

(10)災害時における自力による避難の可否

災害時における自力による避難の可否については、「できる」は34.7%、「できない」は38.7%、「わからない」は21.2%となっています。(図15)。

手帳種別にみると、「できない」と回答した人はいずれの手帳も所有していない人で70.4%、療育手帳所有者では57.1%、身体障害者手帳所有者では29.2%、精神障害者保健福祉手帳所有者では27.3%となっています。

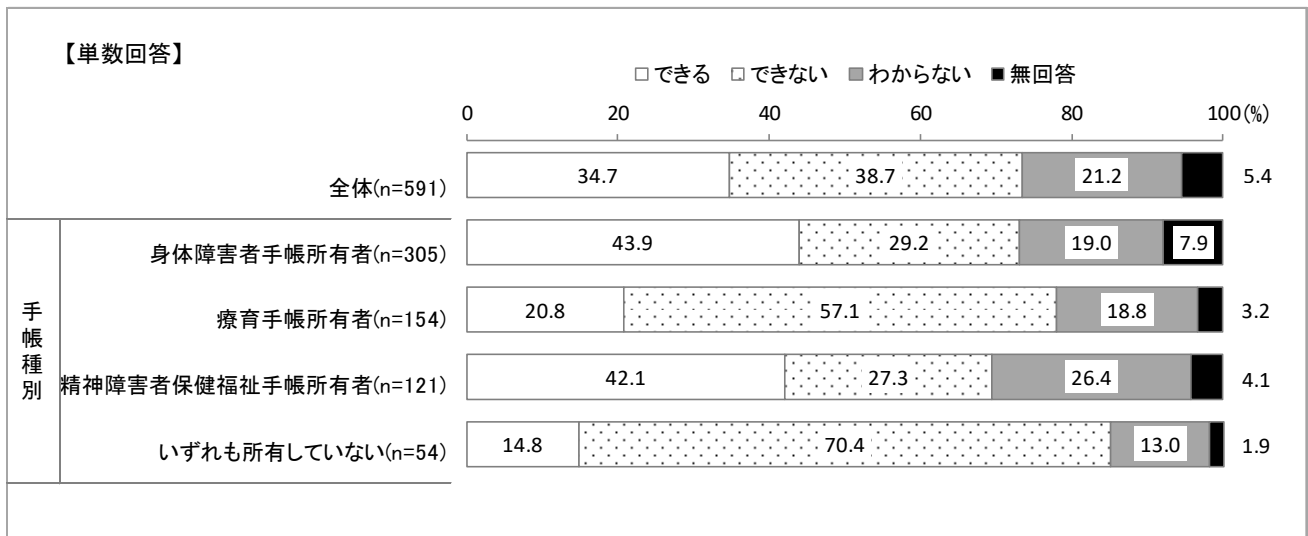


図15. 災害時における自力による避難の可否

2)事業所アンケート調査結果

■ 調査の目的

えにわ障がい福祉プラン(令和6年度から令和8年度)の策定のために、恵庭市内障害福祉サービス等事業所のサービス提供状況や運営状況、支援体制等を把握することを目的としています。

■ 調査の対象・対象数・調査方法・調査期間

| | |
|--------|--------------------------|
| 対象・対象数 | 市内障害福祉サービス等事業所・63事業所 |
| 調査方法 | 郵送又はメールでの配布・回収 |
| 調査期間 | 令和5年6月6日(火)～令和5年6月16日(金) |

■ 回答結果

| 対象数 | 回答数 | 回収率 |
|-------|-------------------------|-------|
| 63事業所 | 26事業所(19サービス種別事業所 14法人) | 41.3% |

(1)円滑な事業運営のために改善したい課題

「貴事業所で円滑な事業運営のために改善したい課題はなんですか」の設問に対しては、回答の多い順から「報酬単価の低さ」19件(73.1%)、「支援員の確保」19件(73.1%)、次いで「サービスの内容や質の向上」18件(69.2%)、「職員の資質向上」18件(69.2%)、次いで「利用者の確保」14件(53.8%)となっています。(図16)。

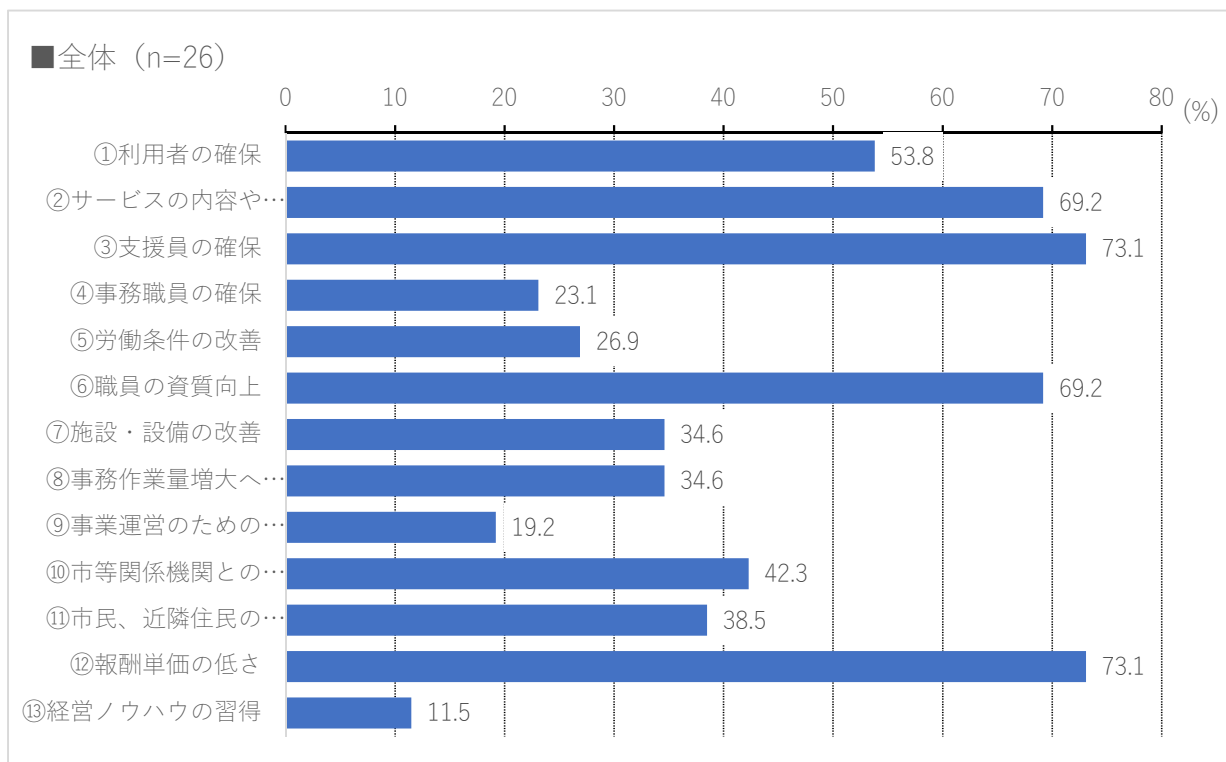


図16. 円滑な事業運営のために改善したい課題

(2) 行政等からの必要な支援について

「今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関のどのような支援が必要でしょうか」の設問に対しては、回答の多い順から「財政面での支援」19件(73.1%)、次いで「行政との情報共有」17件(65.4%)、「事業運営に必要な情報提供」13件(50.0%)、となっています。(図17)。

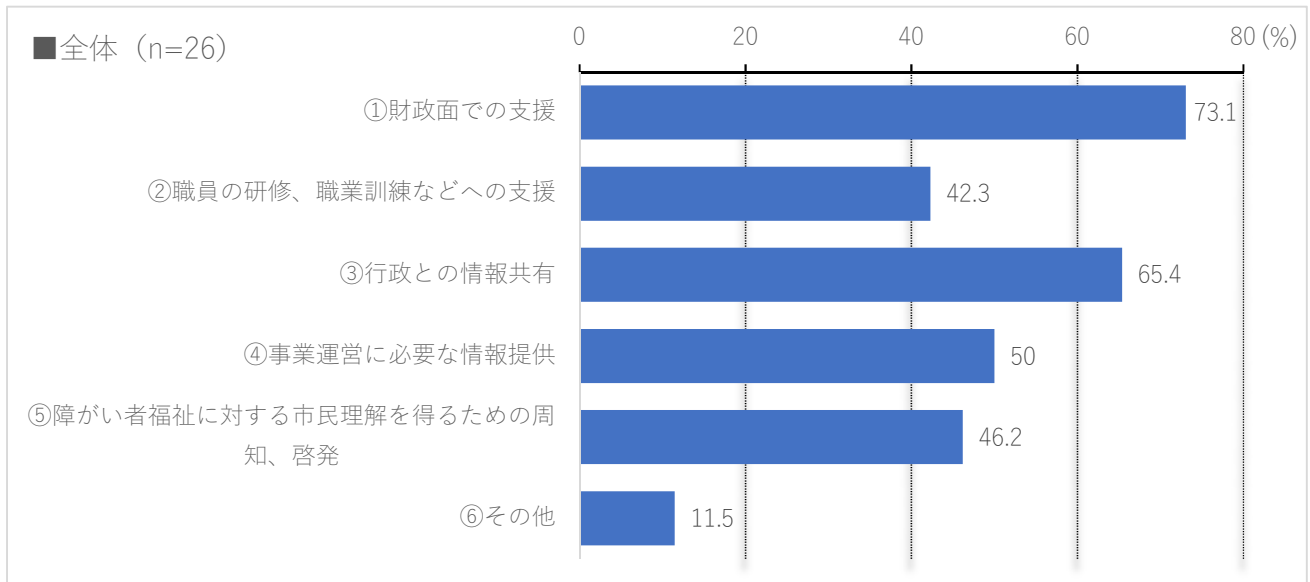


図17. 行政等からの必要な支援

(3) 障がい者の地域移行に向けて必要な項目

「障がい者の地域生活への移行に向けて、必要な項目は何だと思いますか」の設問に対しては、回答の多い順から「地域で生活ができる場の整備」21件(80.8%)、次いで「日中活動の場の整備」16件(61.5%)、「相談できる体制の整備(夜間及び緊急を含む)」16件(61.5%)、「地域の理解を進めるための啓蒙活動」16件(61.5%)、となっています。(図18)。

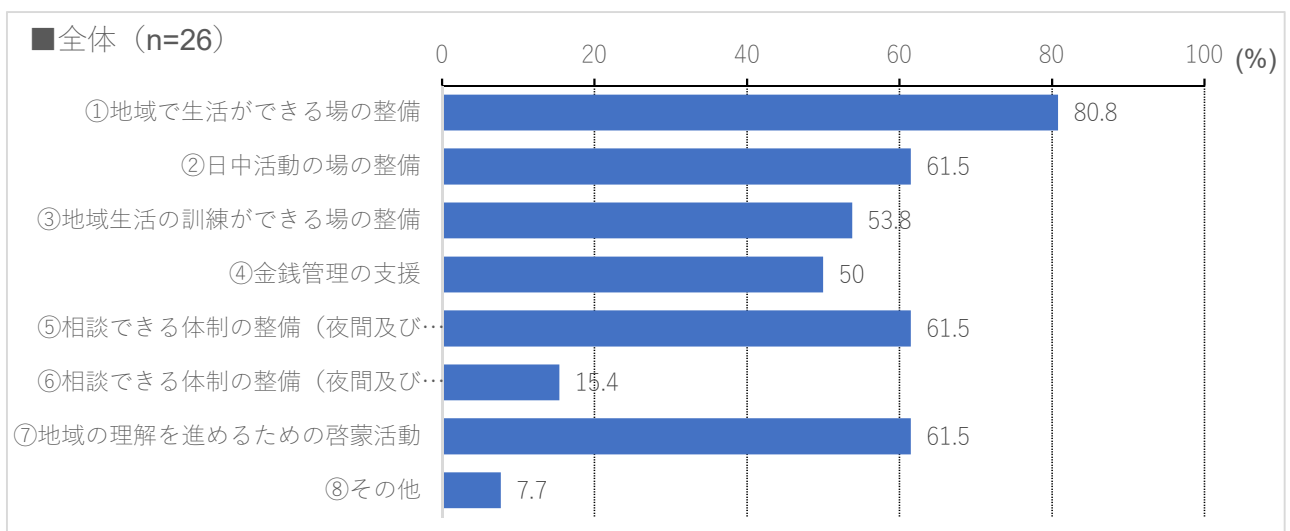


図18. 障がい者の地域移行に向けて必要な項目

3) 当事者家族関係団体ヒアリング調査結果

■ 調査の目的

えにわ障がい福祉プラン(令和6年度から令和8年度)の策定のために、恵庭市内の当事者家族関係団体の意見等を把握することを目的としています。

■ 調査の対象・対象数・調査方法・調査期間

| | |
|-------------|--------------------------|
| 対 象 ・ 対 象 数 | 市内当事者家族関係団体・7 団体 |
| 調 査 方 法 | 郵送又はメールでの配布・回収 |
| 調 査 期 間 | 令和5年6月5日(月)～令和5年6月16日(金) |

■ 回答結果

| 対象数 | 回答数 | 回収率 |
|------|------|-------|
| 7 団体 | 5 団体 | 71.4% |

■ 調査結果(主な意見等)

I 生活支援

- サービスを希望する人、サービスをしてほしい事業所、制度の壁、すべてを知っていて解決できるようにならないでしょうか。
- 親亡き後に、障がいを持った当事者が安心して生活できるような体制作り。
- いろいろな手続きの窓口の一本化。
- 地域活動支援センターがたった1カ所しかない。場所が狭く、駐車場がないことは障がい者利用のことは考えていない。
- 日常生活用具の補助対象の拡大。

II 保健・医療

- 市内の病院にはかかっていません。市内の病院にかかりたくないわけではありません。定期検診は市内で受けて、情報を共有してもらえたら助かる。
- 小さいクリニックだと、バリアフリーになっていないので車いす、バギーでは行きにくい。
- 病院に行けない、行かない、拒否する人がたくさんいます。患者の家に訪ねて問題を解決する病院行政が必要。
- 健康づくりの推進で生活習慣病の予防として運動の奨励を項目に設けては。

Ⅲ 障がい児の発達支援と教育

- 障がい児の方によって希望することが違う。それぞれに対応するのは難しいと思うが、「こうすればできる」とできることを前提に考えて欲しい。
- 専門の教育を受けた人を配置して下さい。
- 普通学級の子供が、支援級の子供を理解できるような教育。
- 現場教師の様々な障がいの理解。(普通級の教師も含めて)
- 進学などに対するいろいろな情報を知っている教師の配置。

Ⅳ 差別解消、権利擁護及び虐待防止

- 成年後見制度は、何度説明を聞いても使いたくなくなる。制度を変えてほしい。
- 社会全体の障がいの理解。
- 人としての「心のぬくもり」と「やさしさ」が基本です。幼い頃からの心の道德教育が必要です。

Ⅴ 社会参加

- 障がい者と健常者が一緒に参加できるイベントの企画をしてほしい。
- 参加できそうなところは参加しているが、周りの理解(障がいに対する)があまりないため、ハードルは高い。

Ⅵ 就労支援

- 就労継続 A 型の事業所が少ない。
- 就職先の事業所の受け入れ態勢を考えてほしい。障害に対する理解、配慮など。
- 業務効率化(AI 化)の進む中、障害のある人への就労支援に与える影響を心配しています。
- 物価上昇に伴い、賃金の値上げ。(生活できるような賃金)
- 就労支援というと恵庭市は農福連携ばかりです。多くの多様の事業所があり、二次三次産業もあるので他をもっと取り上げるべきです。

VII 生活環境

- 肢体不自由児者が、入居できるグループホームがありません。医療ケアがあるともっと難しいです。
- 点字ブロックの施設及び保全。
- 町内会の加入率が低い高齢者の構成比が多い中で防災計画が現実として可能ですか？実際に事が起きた時に本当にできるのか疑問です。

VIII 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

- 色々な漏れのない情報を発信してほしい。(こちらが聞かなくても、いろいろな情報が入っている状態)
- 情報バリアフリーとして、恵庭市公式アプリ「えにわか」のような障がい者用のアプリを作る。
- 意思決定支援の追加。(親なき障がい者が必要とするのでは)

挿絵（予定）

第3章 第8期恵庭市障がい者福祉計画

1. はじめに

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国が策定する障害者基本計画及び北海道の障がい者計画を基本として、恵庭市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策について「第8期恵庭市障がい者福祉計画」を策定します。

2. 基本理念

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のため、恵庭市が推進する施策の基本理念を定めます。

市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現

3. 基本方針

基本理念の実現に向けて、具体的な計画推進のための3つの基本方針を定めます。

【基本方針1】 自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無や種別、程度によって生活が制限されることなく、自己決定と自己選択に基づく必要な支援が受けられる社会づくりを目指します。

【基本方針2】 総合的障害福祉サービス提供の推進

必要とされる支援が適切に受けられるよう、相談支援と障害福祉サービスとの連携を強化し、総合的な障害福祉サービス提供を推進します。

【基本方針3】 社会参加と共生の推進

社会参加を制約する社会的障壁^{※10}の除去を進め、バリアフリー化を推進し情報アクセシビリティ^{※11}の向上を図ることで、地域全体で支えるシステムの推進に努め、共生社会の実現を推進します。

4. 基本目標

基本理念の実現のため、基本方針にのっとり、今日的な状況や課題を踏まえ、目指すべき3つの基本目標を設定し施策を推進します。

安心な日々の暮らしを支援するまちづくり

利用者ニーズに合わせた相談支援を実施しながら、障害福祉サービスの利用促進や日常生活への支援を進めるとともに、疾病等の予防のための支援に努め、適切な保健・医療の提供に向けた取り組みを推進します。

自立と社会参加を支援するまちづくり

障がいや発達に心配のある子どもとその家庭を支援するために、障がい児支援の提供体制の整備を推進します。

また、地域や各種団体との協力による地域支援体制の充実を図り、スポーツや文化活動に気軽に参加できる機会の拡充に努め、就労をはじめとする多様な分野で社会参加できる環境づくりを進めます。




障がいを理解し
住み良い環境で
共に生きる
まちづくり

「すべての国民が基本的な人権を享有する個人として尊重される」という理念にのっとり、障がいのある人の自己選択と自己決定に基づく必要な支援が受けられる社会づくりを推進します。

また、快適で生活しやすいユニバーサルデザイン^{※12}に配慮した生活環境の整備や、生活空間・情報のバリアフリー化を推進するとともに、地域の防災・安全対策の充実を図ります。

5. 施策体系

基本理念 | 市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現

| ■基本方針 | ■基本目標 | ■施策区分 | ■施策の方向 |
|---|--|--|-------------------------|
| <p>◆◆◆ 社会的障 害福祉サ ービス提 供の推 進</p> <p>◆◆◆ 自己決定 と自己選 択の推 進</p> <p>◆◆◆ 社会参加 と共生 の推 進</p> |  <p>安心な日々の暮らしを支援するまちづくり</p> | I 生活支援 | 1 生活支援・相談支援体制・地域移行支援の充実 |
| | | | 2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実 |
| | | | 3 生活安定施策の推進 |
| | | II 保健・医療 | 1 保健・医療の推進 |
| | | | 2 疾病等の予防 |
| | |  <p>自立と社会参加を支援するまちづくり</p> | III 障がい児の発達支援と教育 |
| | 2 特別な支援が必要な障がい児に対する支援 | | |
| | 3 教育活動等の充実 | | |
| | IV 社会参加 | | 1 社会参加の促進 |
| | | | 2 スポーツ・文化活動の振興 |
| | V 就労支援 | | 1 多様な就労機会の確保 |
| | | 2 福祉的就労の底上げ | |
| 3 一般就労の推進 | | | |
|  <p>障がいを理解し住み良い環境で共に生きるまちづくり</p> | VI 差別解消、権利擁護及び虐待防止 | 1 権利擁護の推進・虐待の防止 | |
| | | 2 成年後見制度の推進 | |
| | | 3 理解の促進・障がいを理由とする差別の解消 | |
| | VII 生活環境 | 1 住まい・移動・施設のバリアフリー化 | |
| | | 2 防災・防犯対策の推進 | |
| | VIII 情報アクセシビリティ・意思疎通支援 | 1 情報バリアフリー化の推進 | |
| | | 2 意思疎通支援の推進 | |

■主要な施策

(1)障がい者地域自立支援協議会での連携の強化 (2)地域生活支援拠点の整備
 (3)包括的な相談支援体制の構築 (4)障がい者総合相談支援センターの設置 (5)相談員の設置
 (6)障がい児者の家族支援体制の構築 (7)サービス等利用計画の推進 (8)地域生活への移行のための相談
 等の体制整備

(1)障害福祉サービスの充実 (2)地域生活支援事業の充実

(1)経済的自立の支援

(1)適切な保健・医療の提供 (2)自立支援医療給付の充実 (3)重度心身障がい者医療費助成制度の実施

(1)健康づくりの推進 (2)母子保健事業の推進 (3)こころの健康づくりの推進 (4)難病患者支援の実施
 (5)感染症対策の充実

(1)子ども発達支援体制の充実 (2)保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援の実施
 (3)地域社会への参加・包容の推進

(1)医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実 (2)難聴児支援の充実

(1)相談体制の充実 (2)特性に応じた指導や支援体制の構築

(1)社会参加に必要な手段の提供 (2)地域活動支援センターの充実 (3)障がい者団体との連携
 (4)ボランティア活動の推進

(1)スポーツ等の振興 (2)文化芸術活動の振興

(1)障がい者雇用の促進 (2)農福連携の推進

(1)福祉的就労の促進 (2)障がい者優先調達の推進

(1)一般就労に向けた相談支援の推進 (2)一般就労への移行を支援するための職場定着支援の充実

(1)権利擁護に関する相談窓口の設置 (2)行政機関等における配慮 (3)虐待防止

(1)成年後見制度等の活用促進 (2)中核機関の設置

(1)障がいのある人に対する理解の促進 (2)障がいを理由とする差別の解消の促進 (3)福祉教育の推進

(1)公共公益施設・住宅等のバリアフリー化の推進 (2)移動・交通のバリアフリーの促進
 (3)日常生活用具給付等事業の利用促進

(1)災害に備えた地域づくりの推進 (2)避難行動要支援者に対する支援体制づくり
 (3)防犯体制の整備 (4)障がいのある人の保護

(1)情報アクセシビリティの向上

(1)恵庭市手話言語条例の推進 (2)聴覚障がいのある人への支援 (3)視覚障がいのある人への支援
 (4)日常生活用具給付(情報・意思疎通支援用具)等事業の利用促進

I | 生活支援

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域において、自立して安心した日常生活や社会生活を過ごすことができるよう、相談支援体制として恵庭市障がい者総合相談支援センターを設置し、障がい福祉に関する様々な相談への対応を行っています。また、ニーズに沿った必要なサービスを利用しながら地域での生活を維持出来るよう、情報提供等を行い、関係機関と連携しながら各種サービスの利用に至るまでの援助等を行っています。

しかし、障がい者アンケート調査では、希望する暮らしを送るための支援として「経済的負担の軽減」や「相談対応等の充実」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」などを求める割合が高くなっていることから、障がい福祉に限らず、親亡き後など様々な分野にまたがる包括的な相談等にも対応できる相談支援体制や、必要なサービスを適切に利用できるための取り組みが必要となっています。

○障がい者アンケート調査結果から

【問 21】希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

「経済的な負担の軽減」が 49.7%で最も高く、次いで「相談対応等の充実」(32.1%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(31.1%)となっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・親亡き後に、障がいを持った当事者が安心して生活できるような体制作り

01 | 生活支援・相談支援体制・地域移行支援の充実

(1)障がい者地域自立支援協議会での連携の強化

【担当課】 障がい福祉課

えにわっこ応援センター・保健課
子ども発達支援センター

恵庭市障がい者地域自立支援協議会^{※13}のネットワーク機能を活用し、情報の共有化を図り、障がいのある人のニーズに合わせた相談支援体制を確保します。

(2)地域生活支援拠点の整備

【担当課】 障がい福祉課

地域で生活する障がいのある人の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援機能及び地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点^{※14}」の整備について検討します。

(3) 包括的な相談支援体制の構築

【担当課】 福祉課・介護福祉課
障がい福祉課・保健課
えにわっこ応援センター

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制(重層的支援体制)の構築を推進します。

(4) 障がい者総合相談支援センターの設置

【担当課】 障がい福祉課

障がいのある人やその家族等にとって相談しやすい窓口体制として、恵庭市障がい者総合相談支援センターに専門的職員を配置し、地域の相談支援体制の強化の取り組みを行い、個々のニーズや障がいの特性、多様化する相談への対応を充実します。また、学校や企業への訪問等により各種情報の収集、提供を行い、連携強化を図ります。

(5) 相談員の設置

【担当課】 障がい福祉課

障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談できる体制の充実のため、身体障害者相談員・知的障害者相談員^{※15}(道条例の地域相談員^{※16}を併任)を設置します。

(6) 障がい児者の家族支援体制の構築

【担当課】 福祉課・障がい福祉課
えにわっこ応援センター
子ども発達支援センター

障がい児者の家族支援について、ケアラー^{※17} 条例(仮)を策定し相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施し必要な支援につなぐための体制の構築を図ります。

(7) サービス等利用計画の推進

【担当課】 障がい福祉課
えにわっこ応援センター

相談支援事業所と連携し、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成を推進します。

(8) 地域生活への移行のための相談等の体制整備

【担当課】 障がい福祉課

相談支援事業所、施設、医療機関などと連携し、地域移行、地域定着の取り組みに必要な相談体制を整備するとともに、恵庭市障がい者地域自立支援協議会において、課題の共有やニーズに合わせたサービス提供体制について検討を行い、障がいのある人が地域で生活ができるよう努めます。また、住宅セーフティネット制度^{※18}を活用する等、地域における居住支援を推進します。

02 | 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

(1)障害福祉サービスの充実

【担当課】 障がい福祉課
えにわっこ応援センター

障がいのある人の地域生活を支援するため、在宅生活を送る上で重要となる居宅介護(ホームヘルプ)などの訪問系サービス、施設に通所しての生活訓練などの日中活動系サービス、施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)などの居住系サービス、計画相談支援などの相談支援等、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

(2)地域生活支援事業の充実

【担当課】 障がい福祉課
えにわっこ応援センター

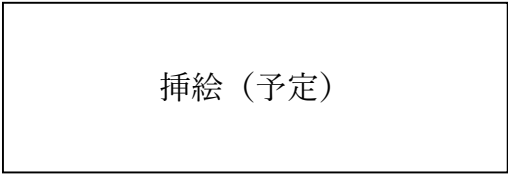
障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族等の休息を支援する日中一時支援事業や創作的活動、生産活動、地域活動を行う地域活動支援センターなど、地域生活支援事業を実施します。

03 | 生活安定施策の推進

(1)経済的自立の支援

【担当課】 障がい福祉課・市民課

障がいのある人が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、年金や手当制度、各種税制上の優遇措置などを周知するとともに、関係機関と連携し利用援助に努めます。



挿絵 (予定)

Ⅱ | 保健・医療

現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、健康づくりを推進するため、健康診査や乳幼児健康診査などの保健事業を行っています。また、医療費の負担軽減のために自立支援医療の給付や重度心身障がい者医療費助成を行っています。

障がい者アンケート調査では、現在受けている医療的ケアとして、「服薬管理」と回答した人の割合が52.8%で最も高くなっており、次いで「人工透析」、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」がそれぞれ9.4%となっています。自由意見では、医療費の負担が増すのか不安、といった経済的負担に対する意見が挙げられていることから、充実した保健・医療サービス等の提供体制や、医療費の負担軽減のための取り組みが、今後も引き続き必要となっています。

また、感染症対策として、啓発活動や障がい福祉サービス事業所への情報提供などの取り組みを今後も引き続き行ってまいります。

○障がい者アンケート調査結果から

【問17】あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。

「服薬管理」が52.8%で最も高く、次いで「透析」「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」がそれぞれ9.4%となっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・定期検診は市内で受けているが、通院している市外の病院に情報を共有してほしい。

01 | 保健・医療の推進

(1)適切な保健・医療の提供

【担当課】保健課

必要な保健・医療サービスが利用できるよう、情報をわかりやすく提供し、保健所や医療・福祉関係機関との連携に努めます。

(2)自立支援医療給付の充実

【担当課】障がい福祉課

公費負担医療制度等の相談に応じ、更生医療や育成医療及び精神通院医療など自立支援医療の給付を実施します。

(3)重度心身障がい者医療費助成制度の実施

【担当課】 国保医療課

医療が必要な障がいのある人が、安心して適切な医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。

02 | 疾病等の予防**(1)健康づくりの推進**

【担当課】 保健課

障がいの原因となる生活習慣病の予防をはじめとする健康づくりを推進するために、健康診査等の保健事業を実施します。

(2)母子保健事業の推進

【担当課】 えにわっこ応援センター

妊婦や乳幼児に対して、子どもが健やかに育つことを目的に、乳幼児健康診査や育児教室、家庭訪問等の保健事業を実施します。

(3)こころの健康づくりの推進

【担当課】 保健課

こころの健康づくりに係る相談支援や、出前講座や講演会などの普及啓発に努めるとともに、保健所などの関係機関と連携し、ゲートキーパー※19 養成講座等を実施するなど自殺対策を推進します。

(4)難病患者支援の実施

【担当課】 障がい福祉課

保健所などの関係機関と連携し、難病に関する相談に応じ、難病の特性に応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

(5)感染症対策の充実【担当課】 障がい福祉課・保健課
えにわっこ応援センター

恵庭市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、新型コロナウイルスなどの感染症対策の啓発活動や、障がい福祉サービス事業所などへの情報提供、衛生用品の配布など、国や北海道と連携した体制づくりを推進します。

Ⅲ | 障がい児の発達支援と教育

現状と課題

障がいや発達に心配のある子どもを早期から適切な時期に支援につなげていくため、えにわっこ応援センターや恵庭市子ども発達支援センター等で保護者から発達や育児に関する相談に応じるとともに、母子保健事業や保育所、認定こども園、学校等と連携して支援する体制づくりに取り組んでいます。また、学齢期においては、すべての児童・生徒が、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備や保護者のニーズに合わせた教育支援体制の整備を進めてきました。障がい者アンケート等では、障がい児に対するコミュニケーションについての支援、相談対応等の充実、福祉サービスの充実が課題と考えられることから、引き続き、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援体制の強化が求められています。重度の障がいのある子どもや、医療的ケアが必要な医療的ケア児が安心して在宅生活をおくることができるよう、関係機関が連携し、必要な支援が提供できる体制整備が求められています。

○障がい者アンケート調査結果から

希望の暮らしをするために必要な支援としては「コミュニケーションについての支援」(44.4%)、「相談対応等の充実」(46.7%)が上位を占めています。

○団体ヒアリング調査結果から

・障がい児への理解や受入れ体制の充実。

01 | 障がいや発達に心配のある子どもに対する支援の充実

(1) 子ども発達支援体制の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
子ども発達支援センター

障がいや発達に心配のある子ども及びその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、必要なサービスや支援を提供する支援体制の充実を図ります。そのために、身近な地域で集団適応訓練や日常生活における知識や技能の習得、社会との交流などを図るための、児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の充実に努めます。また、基本相談体制の充実及び障がい児相談支援計画の質の向上に努めます。

(2) 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援の実施

【担当課】 えにわっこ応援センター・幼児保育課・教育支援課・子ども発達支援センター

保育所や認定こども園、通所支援事業所、学校等との連携を図り、障がいや発達に心配のある子どもを早期から、適切な支援につながる体制を充実します。さらに、幼児期・学童期・青年期のステージごとに支援が円滑に引き継がれるよう関係機関の連携や支援体制を充実します。また、障がいへの理解や、支援技術の向上を図るための研修会等を開催します。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

【担当課】 えにわっこ応援センター
・幼児保育課 ・子ども政策課
・子ども発達支援センター

障がいのある子どもが他の子どもと生活することにより、社会性や自主性の発達を促し、ともに成長していけるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ(学童クラブ)における障がい児の受け入れ体制の整備に努め、地域社会への参加・包容の推進を図ります。

02 | 特別な支援が必要な障がい児に対する支援

(1) 医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・障がい福祉課・幼児保育課
 ・教育支援課・子ども発達支援センター

医療的ケアが必要な在宅の重度心身障がい児(者)が、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、必要な支援やサービスが提供できる支援体制の整備に取り組めます。

(2) 難聴児の支援の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・障がい福祉課・教育支援課
 ・子ども発達支援センター

新生児聴覚検査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認を行い、難聴等が疑われる子どもが、早期から適切な時期に支援につながるよう、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関と連携した支援体制に取り組めます。

03 | 教育活動等の充実

(1) 相談体制の充実

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・教育支援課

すべての児童・生徒が、適切な環境で教育を受けられるように、特別支援教育の環境整備に努めるとともに、保護者のニーズに合わせた教育相談体制を充実します。

(2) 特性に応じた指導や支援体制の構築

【担当課】 えにわっこ応援センター
 ・教育支援課・子ども発達支援センター

特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の特性に応じた指導や支援体制の構築に取り組めます。

挿絵（予定）

IV | 社会参加

現状と課題

障がいのある人の社会参加を促進するため、社会参加に必要な移動における支援や、恵庭市地域活動支援センターを設置し、創作活動や生産活動の機会の提供や機能強化事業としてセミナーやボランティア活動などを通し利用者が地域で自立した生活を営めるよう支援を行っています。また恵庭市社会福祉協議会のボランティアセンターや民間のボランティアなどにおいて、障がいのある方が病院や買い物等で外出する際の支援等を行っています。

しかし、障がい者アンケート調査では、外出するときに困ることとして、「外出にお金がかかる」と回答した人の割合が 24.7%、次いで「困ったときにどうすればいいか心配(24.6%)」、「公共交通機関が少ない(18.1%)」となっていることから、引き続き社会参加に必要な手段の提供が必要となります。

また、団体ヒアリング調査では、スポーツや文化活動への参加について障がい者に対する理解を求め声が挙がっており、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーション等に障がいのある人の参加しやすさを整えていくことが求められています。

○障がい者アンケート調査結果から

【問 25】外出する時に困ることは何ですか。

「外出にお金がかかる」が 24.7%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」(24.6%)、「公共交通機関が少ない(ない)」(18.1%)となっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・参加できそうなところは参加しているが、周りの障がいに対する理解があまりないため、ハードルは高い。

01 | 社会参加の促進

(1)社会参加に必要な手段の提供

【担当課】 障がい福祉課
えにわっこ応援センター

障がいのある人の社会参加に必要な移動交通手段を確保するため、タクシーチケット助成事業や地域生活支援事業(移動支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業)を実施します。

(2)地域活動支援センターの充実

【担当課】 障がい福祉課

恵庭市地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人などに社会活動や外出の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。また、障がい者等が地域で自立した生活を送れるよう支援する取り組みを行います。

(3)障がい者団体との連携

【担当課】 障がい福祉課

恵庭市障がい者地域自立支援協議会を通じて、障がい者団体と連携し、ニーズを把握するとともに、必要な情報提供を行います。

(4)ボランティア活動の推進

【担当課】 福祉課・障がい福祉課

障がいのある人の社会参加機会の充実を図るため、恵庭市社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」などとの連携を強化し、ボランティア活動を推進します。

02 | スポーツ・文化活動の振興**(1)スポーツ等の振興**【担当課】 障がい福祉課
健康スポーツ課

障がいのある人や障がい者団体に向けて北海道障がい者スポーツ大会の周知を行い、市内体育館等の使用料の減免や、スポーツ・レクリエーションに関する出前講座の実施など、障がいのある人のスポーツや活動の促進に努めます。また、障がい者等の余暇活動や交流の機会の確保に向けた取り組みを進めます。

(2)文化芸術活動の振興【担当課】 障がい福祉課
社会教育課

障がいのある人のための文化芸術活動の普及啓発に努めるとともに、市民文化祭等において障がいのある人が作った作品を展示するなど文化芸術活動の促進に努めます。

V | 就労支援

現状と課題

恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて就労に関する相談やハローワークと連携した一般就労に至るまでの支援を行っています。また、一般就労することが困難な障がいのある人には、就労移行支援や就労継続支援など、障害福祉サービスを活用した福祉的就労において就労に向けての支援や農福連携※²⁰による障がい者の就労機会の確保などを行っています。

しかし、障がい者アンケート調査からは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思えるかについては、「職場の障がい者理解」が42.5%となっており、引き続き就労相談や就労支援を行うとともに、障がい者雇用の促進と福祉的就労の利用促進、職場における障がい者理解に向けた取り組みが必要となってきます。

○障がい者アンケート調査結果から

【問30】障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

就労支援として必要と思うことについては、「職場の障がい者理解」が42.5%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(41.6%)、「通勤手段の確保」(31.5%)の順となっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・就職先の事業所の受け入れ態勢(障害に対する理解、配慮など)を考えてほしい。

01 | 多様な就労機会の確保

(1)障がい者雇用の促進

【担当課】 障がい福祉課・商工労働課

障害者雇用納付金や雇用調整金など、障がい者に関する各種制度について、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、障害者法定雇用率※²¹の取り組みを促し、障がいのある人の求人や雇用の拡大に努めます。

(2)農福連携の推進

【担当課】 障がい福祉課・農政課

恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワークにおいて連携や情報の共有化を図り、農福連携による障がい者の就労機会の確保に向けた取り組みを進めます。

02 | 福祉的就労の底上げ

(1)福祉的就労の促進

【担当課】 障がい福祉課

恵庭市障がい者地域自立支援協議会において仕事に関連する地域の課題等の情報共有を行うとともに、就労系サービス等の利用を促進し、就労機会の確保と就労の継続に関する支援の充実を図ります。

(2)障がい者優先調達の推進

【担当課】 障がい福祉課

恵庭市障がい者地域自立支援協議会と連携し、授産製品・役務に関する情報提供や発注者ニーズの収集、就労支援施設等の販路拡大などに取り組むなど、障害者支援施設の受注機会の確保に努めます。

03 | 一般就労の推進

(1)一般就労に向けた相談支援の推進

【担当課】 障がい福祉課

恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて、ハローワークと連携するなど企業等に対する障がい理解の促進を含めた就労相談・就労支援事業を行い、障がい者の自立に向けた、就業等の支援を推進します。

(2)一般就労への移行を支援するための職場定着支援の充実

【担当課】 障がい福祉課

就労移行支援や就労定着支援などの障がい福祉サービスの利用の促進や、福祉、経済、労働などの関係機関が連携し、障がいのある人のニーズや能力に応じ専門機関による訓練や実習、職場開拓などの取り組みを進め、一般就労への移行を支援する体制整備に努めます。

VI | 差別解消、権利擁護及び虐待防止

現状と課題

障がいや認知症等により判断能力が十分ではない人に対しては、恵庭市成年後見支援センターを設置し、財産管理や不当な契約から守るための支援を行っており、障がいのある人への虐待に対しては、恵庭市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の早期発見や養護者に必要な支援を行っています。また、恵庭市障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい差別に関する情報共有を行うとともに、講演会等により障がいのある人に対する理解啓発に努めてきました。

しかし、障がい者アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがある人の割合は39.6%となっており、差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が47.9%と高いことから、引き続き障がいのある人に対する理解啓発に努めていく必要があります。また、アンケート調査では成年後見制度の認知率が26.4%にとどまっており、今後も継続して制度の周知と利用促進に努める必要があります。

○障がい者アンケート調査結果から

【問42】あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことの経験率(「ある」と「少しある」を合計した数値)は39.6%となっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・社会全体の障がいの理解。

01 | 権利擁護の推進・虐待の防止

(1)権利擁護に関する相談窓口の設置

【担当課】 介護福祉課・障がい福祉課

恵庭市成年後見支援センターによる権利擁護の取組を促進し、また、障害者虐待防止法に基づき恵庭市障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援に努めます。

(2)行政機関等における配慮

【担当課】 選挙管理委員会・障がい福祉課

行政機関等における配慮として障害者差別解消法に基づき、行政機関の窓口などにおける障がい者への配慮を徹底するとともに、事業者による社会的障壁の除去の実施における合理的配慮の提供の義務付けについて周知します。また、選挙等における配慮として、障がいのある人が利用しやすいよう段差解消や点字による投票制度などの配慮に努めます。

(3)虐待防止

【担当課】障がい福祉課

えにわっこ応援センター

虐待の防止や早期の対応を図るため、恵庭市障がい者地域自立支援協議会においてネットワークを構築し、情報共有を行うなど関係機関との連携を強化し、虐待防止に取り組みます。また、虐待の防止に関りがある強度行動障害^{※22}を有する者への支援など、障がい者支援体制の整備に努めます。

02 | 成年後見制度の推進**(1)成年後見制度等の活用促進**

【担当課】介護福祉課・障がい福祉課・

恵庭市成年後見支援センター(中核となる機関)が実施する研修会や学習会により、制度の必要性や活用方法を周知・啓発し利用促進を図るとともに、サービスの利用援助及び日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業の活用促進に努めます。

(2)中核機関の設置

【担当課】介護福祉課・障がい福祉課

成年後見制度に係る周知・啓発などの広報、相談支援などを担う権利擁護ネットワークの中核となる機関を設置し、成年後見制度の利用を促進します。

03 | 理解の促進・障がいを理由とする差別の解消**(1)障がいのある人に対する理解の促進**

【担当課】障がい福祉課

障がい福祉に関する講座や講演会の開催、障がいのある人との交流機会の確保やボランティア活動の周知、さらには障害者週間のPRなどの機会を通じ、発達障害なども含めた障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。

(2)障がいを理由とする差別の解消の促進

【担当課】障がい福祉課

障害者差別解消法について、講演会の開催などによる普及・啓発を進めるとともに、恵庭市障がい者地域自立支援協議会における恵庭市障がい者差別解消支援地域協議会の活動を充実させ、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供に取り組みます。

(3)福祉教育の推進

【担当課】福祉課・障がい福祉課

教育機関において障がいのある人を講師に招いた講話など、障がいについて学ぶ福祉教育の推進に努めるとともに、恵庭市社会福祉協議会において、福祉やボランティアに対する意識を高めるため、児童生徒のボランティア活動普及事業を推進します。

VII | 生活環境

現状と課題

障がいのある人が安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備を推進し、また、安心した在宅生活を支援するため住宅改修制度を実施しています。えにわコミュニティバスの低床化をはじめとする交通機関などのバリアフリー化や、障がいのある人に配慮した防災防犯対策についても取り組みを推進してきました。

しかし、障がい者アンケート調査では、火事や地震等の災害時に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」が42.3%で最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が40.3%となっています。また、団体ヒアリング調査では、点字ブロックの保全についての意見が挙げられていることから、今後も引き続き障がいのある人の生活におけるバリアフリー化の推進や、災害に備えた地域づくりの推進が求められています。

○障がい者アンケート調査結果から

【問50】火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が42.3%で最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(40.3%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(33.7%)となっています。

・点字ブロックの破損が見受けられる箇所があるので保全が必要

01 | 住まい・移動・施設のバリアフリー化

(1) 公共公益施設・住宅等のバリアフリー化の推進

【担当課】 まちづくり推進課
障がい福祉課

障がいのある人のニーズに応じ、ユニバーサルデザインの視点に立った公共公益施設の整備に努めるとともに、一般住宅等においては、住宅改修制度の活用を促進するなど、安心した在宅生活の支援に努めます。また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会を通じて、障がい福祉サービス等事業所にバリアフリー化に向けた働きかけを行います。

(2) 移動・交通のバリアフリーの促進

【担当課】 生活環境課・障がい福祉課

駅などの公共交通拠点と公共施設を結ぶ特定道路等のバリアフリー化を進め、えにわコミュニティバスを含めた、公共交通機関の利用円滑化を図るとともに、福祉有償運送制度^{※23}や移動に関する支援の利用を促進します。

(3)日常生活用具給付等事業の利用促進

【担当課】障がい福祉課

入浴補助用具や移動用リフトなどの日常生活用具給付等事業の利用を促進し、障がいのある人の在宅生活の利便性の向上を図ります。

02 | 防災・防犯対策の推進

(1)災害に備えた地域づくりの推進

【担当課】基地・防災課
障がい福祉課

出前講座等を通じて障がいのある人と町内会等との平常時からの連携を推進し、水害などの防災意識の高揚を図るとともに、障がいのある人に配慮した福祉避難所^{※24}の確保に努めます。

(2)避難行動要支援者に対する支援体制づくり

【担当課】基地・防災課
障がい福祉課

地域と連携し要支援者情報の共有を図り、平常時及び災害時における障がい特性に配慮した支援体制づくりに努めます。また、優先度の高い方などを中心に関係機関などと連携しながら、避難行動要支援者^{※25}の個別避難計画^{※26}の作成に取り組みます。

(3)防犯体制の整備

【担当課】生活環境課・障がい福祉課

障がいのため防犯対応が困難な人が犯罪に遭わないよう、関係機関と連携し相談支援体制の充実に努めます。

(4)障がいのある人の保護

【担当課】生活環境課
介護福祉課・障がい福祉課

障がいのある人の消費者としての利益の擁護を図るため、普及啓発に努めるとともに、恵庭市消費者被害防止ネットワークにおいて、関係機関等と連携し、障がいのある人の消費者被害の早期発見と未然防止を行います。また、恵庭市SOSネットワークにおいて、障がいのある未帰宅者の事故を未然に防ぎ、保護に努めます。

VIII | 情報アクセシビリティ・意思疎通支援

現状と課題

市のホームページやガイドブックなどを活用したわかりやすい情報提供に努め、聴覚障がいや視覚障がいのある人に対しては、情報格差の解消を図り意思疎通を確保するために、それぞれ、手話通訳・要約筆記の利用促進や音訳・点訳による支援を行っています。また、令和元年10月に恵庭市手話言語条例を制定し、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めています。

障がい者アンケート調査では、障がいや福祉サービスの情報入手経路について「家族や親せき、友人・知人」に次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「インターネット」と回答した人の割合が高くなっており、自由意見から、「字だけでは理解するのが難しいので、絵や図解があると嬉しい」といった意見が挙げられています。

今後も引き続き、障がいのある人に対してよりわかりやすく情報提供することや、聴覚障がいや視覚障がいのある人に対する支援が必要となっています。また、恵庭市手話言語条例に対する認知度は22.3%と微増であり、今後も継続して手話に対する理解の普及に努める必要があります。

○障がい者アンケート調査結果から

【問 33】 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

「家族や親せき、友人・知人」が 34.0%で最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.2%)、「インターネット」(26.9%)、となっています。

○団体ヒアリング調査結果から

・色々な漏れのない情報を発信してほしい。(こちらが聞かなくても、いろいろな情報が入っている状態)

01 | 情報バリアフリー化の推進

(1)情報アクセシビリティの向上

【担当課】 広報課・障がい福祉課

市のホームページの音声読み上げ機能やガイドブックなど、障がいのある人に対してのわかりやすい情報提供に努めるとともに、情報通信技術を活用した情報バリアフリー化に努めます。

02 | 意思疎通支援の推進

(1) 恵庭市手話言語条例の推進

【担当課】 障がい福祉課

恵庭市手話言語条例に基づき、市広報誌やパンフレット等を活用した啓発活動により、手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 聴覚障がいのある人への支援

【担当課】 障がい福祉課

聴覚障がいのある人の日常生活における意思疎通を確保するため、専任手話通訳者を設置するとともに、遠隔手話サービス※²⁷を含めた手話通訳及び要約筆記の利用を促進し、電話リレーサービス※²⁸の周知に努めます。また、意思疎通支援に関わる人材育成に取り組みます。

(3) 視覚障がいのある人への支援

【担当課】 広報課・障がい福祉課

視覚障がいのある人への配慮として、音声コードの添付や声の広報の発行、音訳や点訳の充実に努めます。

(4) 日常生活用具給付(情報・意思疎通支援用具)等事業の利用促進

【担当課】 障がい福祉課

様々な障がいなどにより周囲との意思疎通が困難な人に対し、必要に応じ日常生活用具給付等事業の利用を促進します。

第4章 第7期恵庭市障がい福祉計画

1. はじめに

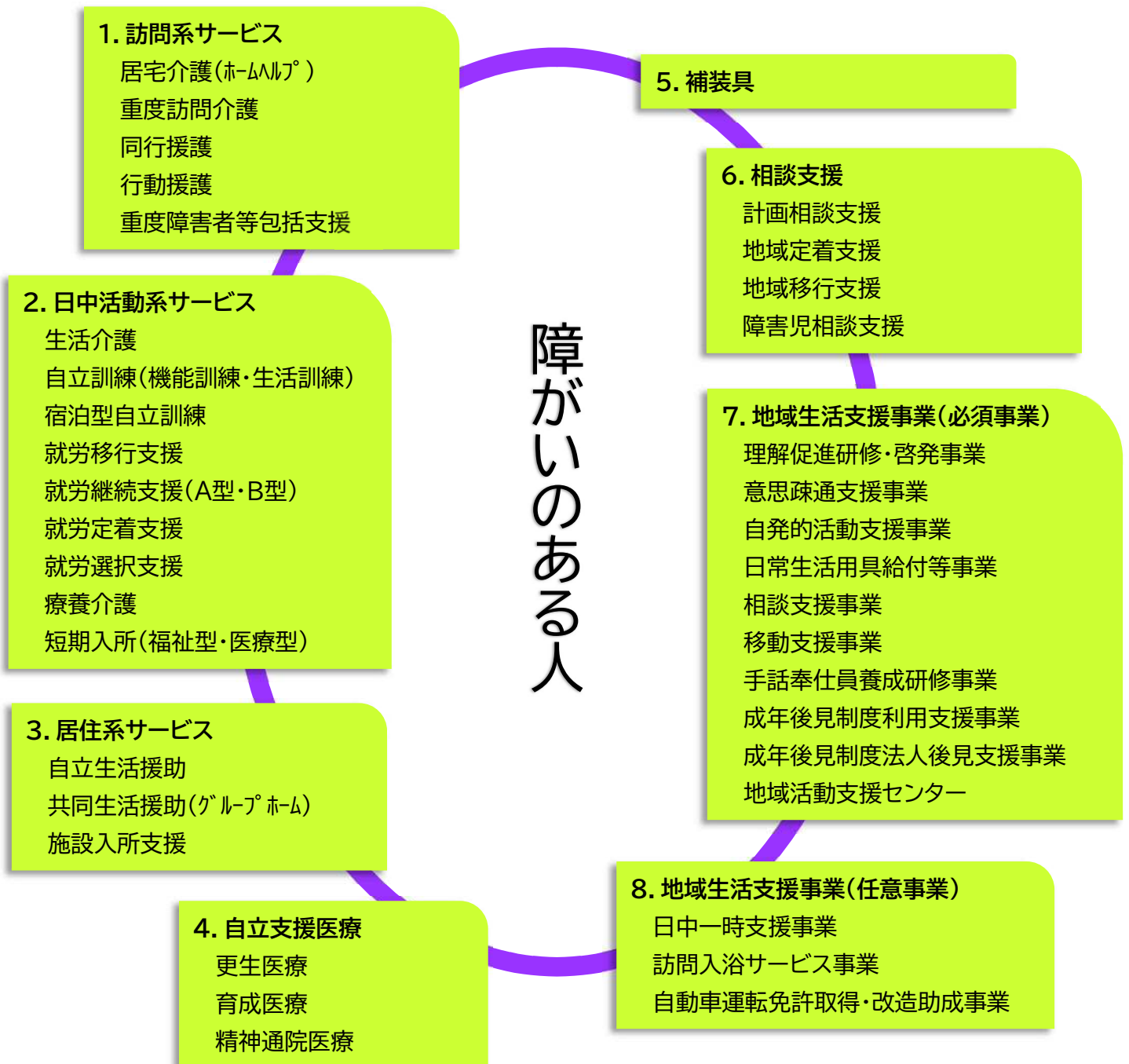
障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第7期恵庭市障がい福祉計画」を策定します。

第8期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障害福祉サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2. 障がい者支援サービス体系

障がいのある人に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービスを表します。これらのサービスは、障がいのある人の自立を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と、利用者の状況に応じ市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■ 障がい者支援サービス体系 ■



3. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とし次の目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行すること、また令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることを目標としています。

●恵庭市

【現状】

市内には施設入所支援事業所は1か所あり、施設入所支援の利用者は、平成30年度は90人、令和4年度は88人となっており、ほぼ横ばいとなっております。施設入所者等の地域移行支援の利用者は、平成30年度は0人で、令和4年度も利用がなく、年平均で0人となっております。また、地域の受入側としての共同生活援助(グループホーム)の利用者は、平成30年度は83人、令和4年度は125人となっており、増加傾向にあります(1年間で10.6%の増加)。

【目標】

本市では、国の基本指針の目標に合わせて、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、令和8年度末時点で5人(令和4年度末の施設入所者の6%)とすることを目標とします。また、施設入所者数の減少見込み数については国の基本指針の目標に合わせて、令和8年度末時点で4人(令和4年度末の施設入所者の5%)とすることを目標とします。

【目標値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------|-----|--------|
| 令和4年度の入所者数(A) | 88人 | |
| ①令和8年度末時点での地域生活への移行者数(B) | 5人 | (A)の6% |
| ②令和8年度末時点での施設入所者の減少見込数(C) | 4人 | (A)の5% |

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針等

国では、精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{※29}」の構築を推進することとしています。その具体的な目標として、精神障がい者の精神病床からの退院後一年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とし、精神病床における1年以上長期入院患者数を設定することとしています。また、精神病床における早期退院率についても設定しており、入院後3か月時点の退院率は68.9%以上、入院後6か月時点の退院率は84.5%以上、入院後1年時点の退院率は91.0%以上としています。

●恵庭市

【現状】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場は令和2年度に恵庭市障がい者地域自立支援協議会において専門プロジェクトとして設置しています。

【目標】

本市では、国や北海道の動向を注視するとともに、現状などを考慮して、令和8年度末までに、協議の場を年1回行うことを目標とします。

*国が示す具体的目標である「退院後1年以内の地域における平均生活日数」「1年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、北海道で設定するものとなります。

【目標値】

| 項目 | 目標 |
|--------------------------------------|-------|
| ①保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年1回以上 |
| ②保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 20人 |
| ③保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 年1回以上 |

| 項目 | 見込量 | | |
|--------------------|-----|-----|-----|
| | R6 | R7 | R8 |
| ①精神障がい者の地域移行支援 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②精神障がい者の地域定着支援 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ③精神障がい者の共同生活援助 | 49人 | 56人 | 64人 |
| ④精神障がい者の自立生活援助 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ⑤精神障がい者の自立訓練(生活訓練) | 5人 | 5人 | 5人 |

(3)地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

●国の基本指針等

国では、各市町村又は各圏域に、障がいのある人の高度化・重度化や「親亡き後」にも対応できるよう、居住支援機能や地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証や検討することとしています。

●恵庭市

【現状】

地域生活支援拠点は札幌市が整備したことにより、札幌障がい保健福祉圏域に1か所整備されています。また、事業所アンケート調査では、地域生活支援拠点に関連する施設の整備の予定として、相談支援機能を持つ施設は6事業所が検討中・整備予定、体験の機会・場の提供の機能を持つ施設は10事業所が検討中・整備予定、緊急時の受入・対応の機能を持つ施設は8事業所が検討中との状況となっています。

【目標】

本市では、国や北海道の動向を注視するとともに、現状などを考慮して、令和8年度末までの間で、恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで、機能や体制などの検討を年1回行うことを目標とします。

| 項目 | 目標 |
|------------|------------------------|
| 機能や体制などの検討 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで年1回 |

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実(新規)

●国の基本指針等

国では、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行いニーズに基づく支援体制の整備を図ることを必要としています。

●恵庭市

【現状】

強度行動障害を有する者への支援体制については、障害福祉サービスの利用や障害者相談支援事業の利用等にとどまっています。

【目標】

本市では、現状を踏まえて令和8年度末までの間で恵庭市障がい者地域自立支援協議会等で支援ニーズの把握等を行うことを目標とします。

| 項目 | 目標 |
|----------------|------------------------|
| 支援ニーズの把握等の実施回数 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで年1回 |

(4)福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本指針等

国の基本指針では、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する人の目標値について、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることとしています。そのうち、就労移行支援事業については令和 3 年度の一般就労への移行者数の 1.31 倍以上、就労継続支援A型については令和 3 年度の一般就労への移行者数の 1.29 倍以上、就労継続支援B型については令和 3 年度の一般就労への移行者数の 1.28 倍以上としています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であるため、就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の1.41 倍以上とし、就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることとしています。

●恵庭市

【現状】

市内には就労移行支援事業所は 1 か所、就労継続支援 A 型事業所は 1 か所、就労継続支援 B 型事業所は 16 か所となっています。就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度は14人で、令和 4 年度は 7 人となっており、減少傾向にあります。令和 4 年度の一般就労への移行者数の内訳は、就労移行支援事業は7人、就労継続支援 A 型事業は 0 人、就労継続支援 B 型事業は5人となっています。また、就労定着支援事業の令和 4 年度の利用者数は 4 人であり、市内には就労定着支援事業所はない状況です。

【目標】

本市では、現状の推移などを考慮し、国の基本指針の目標に合わせて、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は令和 8 年度までに8人(令和3年度実績 6 人の 1.28倍)とすることを目標とします。このうち就労移行支援事業を通じた移行数は4人(令和3年度実績の1.31倍)、就労継続支援 A 型事業を通じた移行数は1人(令和 3 年度実績の 1.29 倍)、就労継続支援 B 型事業を通じた移行数は4人(令和3年度実績の 1.28 倍)とすることを目標とします。本市では、現状の推移などを考慮し、国の基本指針の目標に合わせて、就労定着支援事業の利用者数は 6 人(令和5年度における就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数の 7 割)とすることを目標とします。

なお、就労定着支援事業の就労定着率については、市内に就労定着支援事業所がないことから、目標値は設けないこととします。

【目標値】

○一般就労への移行者数に関する目標

| 項目 | 数 値 | | 目 標 値 | |
|---------------------------------|-----|---|-------|----|
| ①令和4年度の一般就労への移行者数 | 12人 | ▶ | 令和8年度 | 8人 |
| ②令和4年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 | 7人 | ▶ | 令和8年度 | 4人 |
| ③令和4年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 | 0人 | ▶ | 令和8年度 | 1人 |
| ④令和4年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 | 5人 | ▶ | 令和8年度 | 3人 |

【目標値】

○就労定着支援事業に関する目標

| 項目 | 数 値 | 備 考 |
|----------------------------|-----|--------|
| 令和8年度の一般就労への移行者数(A) | 8人 | |
| 令和8年度末時点での就労定着支援事業の利用者数(B) | 6人 | (A)の7割 |

(5)相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針等

国では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うため、必要な協議会の体制を確保することとしています。

●恵庭市

【現状】

市内には恵庭市障がい者総合相談支援センターは1か所あり、相談支援事業として、障がい者相談支援事業、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業を実施しています。また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会では、個別事例の検討を実施しています。

【目標】

本市では、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みとして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(相談支援機能強化事業等)の実施体制を継続して確保していくことを目標とします。また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を継続して確保します。

【目標値】

○総合的・専門的な相談支援に関する目標

| 項目 | 目標 | 備考 |
|--|----|--|
| 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み | 実施 | 恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施する |

○地域の相談支援体制の強化に関する目標

| 項目 | 目標 |
|---|----------------|
| ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 年3件以上 |
| ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 うち、個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 年5件以上 年2回以上 |
| ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 | 年2回以上 |

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針等

国では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、都道府県及び市町村の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある方が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検討していく必要があるとしています。

●恵庭市

【現状】

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業所が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供されることが求められています。また、障害支援区分^{※30}を適切に認定するため、北海道が実施する研修会に市担当職員が参加しています。

【目標】

障害福祉サービス等の質を向上させるため、北海道が実施する障害福祉サービス等にかかる研修やその他の研修に市担当職員が各年1名以上参加することを目標とします。

【目標値】

| 項 目 | 目 標 |
|--|-------|
| 北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市担当職員の参加人数の見込 | 年1名以上 |

4. 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量

前計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1) 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 49 | 52 | 59 | 53 | 53 | 53 |
| 利用時間数(時間/月) | 687 | 667 | 620 | 658 | 658 | 658 |

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、居宅で入浴、排泄等の介護や調理、洗濯等家事並びに生活等に関する相談及び助言や移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する人

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 利用時間数(時間/月) | 644 | 1,009 | 1,493 | 1,493 | 1,493 | 1,493 |

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

主な利用者／同行援護のアセスメント調査票の基準を満たす、視覚に障がいがあり、移動に著しい困難を有する人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 12 | 15 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 利用時間数(時間/月) | 142 | 172 | 171 | 171 | 171 | 171 |

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するための必要な援護、移動中の介護等の必要な援助を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 8 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 利用時間数(時間/月) | 38 | 42 | 44 | 44 | 44 | 44 |

重度障害者等包括支援

重度障がいがある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

主な利用者／障害支援区分が「区分6」であって、次のいずれかに該当する人

- ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人
- ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障がいがある人
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 利用時間数(時間/月) | 0 | 0 | 0 | 80 | 80 | 80 |

(2)日中活動系サービス

生活介護

常時介護を必要とする人に、障害者支援施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他必要な支援を行います。

主な利用者／常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分が一定以上である人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 198 | 199 | 247 | 215 | 215 | 215 |
| 利用量(人日/月) | 3,910 | 3,845 | 3,806 | 3,854 | 3,854 | 3,854 |

自立訓練(機能訓練)

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

主な利用者／身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 利用量(人日/月) | 0 | 12 | 9 | 9 | 9 | 9 |

自立訓練(生活訓練)

入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

主な利用者／生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 4 | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用量(人日/月) | 63 | 11 | 73 | 73 | 73 | 73 |

宿泊型自立訓練

自立訓練の対象となる人で、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言などを行います。

主な利用者／地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 6 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用量(人日/月) | 176 | 33 | 126 | 133 | 133 | 133 |

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の必要な支援を行います。

主な利用者／単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の通常の事業所に雇用されることが見込まれる人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 16 | 17 | 11 | 15 | 15 | 15 |
| 利用量(人日/月) | 291 | 296 | 152 | 246 | 246 | 246 |

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型(雇成型)／通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約等に基づく就労機会の提供等や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

B型(非雇成型)／雇用契約を行わず、就労の機会や生産活動等の場の提供等や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

主な利用者／障がいのある人

| 〈A型(雇成型)〉 | | | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 57 | 61 | 64 | 68 | 72 | 76 |
| 利用量(人日/月) | 1,078 | 1,124 | 1,181 | 1,236 | 1,296 | 1,358 |

| 〈B型(非雇成型)〉 | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 237 | 255 | 270 | 288 | 306 | 326 |
| 利用量(人日/月) | 3,835 | 3,968 | 4,432 | 4,768 | 5,227 | 5,678 |

就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

主な利用者／生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

就労選択支援

障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などにあつた選択を支援する新たなサービスです。(令和7年10月1日からの施行予定)

主な利用者／就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 |

療養介護

病院において医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であつて、障害支援区分が「区分6」の人
- ② 進行性筋萎縮症患者又は重症心身障害の人であつて、障害支援区分が「区分5」以上の人等

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 9 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 |

短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／在宅の障がいのある人で、障害支援区分が「区分1」以上か、在宅の障がいのある児童で厚生労働大臣が定める区分における「区分1」以上の人

| 〈短期入所(福祉型)〉 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| 年度 | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 7 | 10 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 利用量(人日/月) | 36 | 61 | 52 | 52 | 52 | 52 |

| 〈短期入所(医療型)〉 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| 年度 | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 4 | 4 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 利用量(人日/月) | 36 | 37 | 35 | 35 | 35 | 35 |

(3)居住系サービス

自立生活援助

定期的に訪問し生活に必要な助言や連絡調整を行うとともに、相談や要請がある場合は随時の対応も行います。

主な利用者／障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した一人暮らしを希望する障がいのある人

| | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| 年度 | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

主な利用者／障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 103 | 125 | 141 | 165 | 190 | 220 |

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 88 | 88 | 89 | 88 | 86 | 84 |

(4)自立支援医療（見込量等は設定しません）

自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

| 区 分 | 対 象 者 |
|--------|--|
| 精神通院医療 | 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人 |
| 更生医療 | 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人(18歳以上) |
| 育成医療 | 身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満) |

(5)補装具（見込量等は設定しません）

補装具

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある人、障がいのある児童、難病患者など

(6)相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスの利用や変更を申請する時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。

主な利用者／障害福祉サービスの利用を希望する人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 505 | 562 | 530 | 545 | 537 | 541 |

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 障害者支援施設や療養介護施設に入所している人
- ② 精神科病院に入院している精神障がいのある人
- ③ 生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院などに入所している障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人
- ② 居宅において家族が同居している障がいのある人であっても当該家族が障がいや疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(7)地域生活支援事業（必須事業）

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるために、研修会やイベントの開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を行います。

主な対象者／すべての市民

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族及び地域住民が自発的に行う活動を支援します。

主な対象者／障がいのある人、その家族など

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

相談支援事業

障がいのある人や、その家族等からの相談に応じて必要な援助を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 障害者相談支援事業 (箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 相談支援機能強化事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

主な利用者／身寄りのない知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、自らの申し立てが困難であり、本人の福祉を図るために後見等開始の審判請求が特に必要であると認められた人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修の実施、組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実施の有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

意思疎通支援事業

窓口にて、手話通訳者を設置し、相談を円滑に行うとともに、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、意思疎通支援者を派遣します。

主な利用者／聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、会話による意思疎通が困難な身体障がいのある人やその家族

〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 派遣件数(件/年) | 108 | 144 | 120 | 130 | 125 | 127 |

〈手話通訳者設置事業〉

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実設置者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／障がいのある人や難病患者等であって、当該用具を必要と認められる人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|------------------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 介護・訓練支援用具(件/年) | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 自立生活支援用具(件/年) | 2 | 10 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| 在宅療養等支援用具(件/年) | 6 | 17 | 15 | 16 | 16 | 16 |
| 情報・意思疎通支援用具(件/年) | 12 | 4 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| 排泄管理支援用具(件/年) | 778 | 757 | 724 | 806 | 806 | 806 |
| 居宅生活動作補助用具(件/年) | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計件数(件/年) | 802 | 790 | 761 | 847 | 847 | 847 |

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話奉仕員の養成研修を行います。

主な対象者／すべての市民

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 修了者数(人/年) | | | | | | |
| 初級講座 | － | 15 | － | 15 | － | 15 |
| 中級講座 | － | － | 6 | － | 6 | － |

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある人(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない人)

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|--------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人/年) | 39 | 37 | 46 | 50 | 59 | 67 |
| 延べ利用時間数 (時間/年度) | 974 | 1,038 | 1,186 | 1,310 | 1,471 | 1,638 |

地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営します。

主な利用者／障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 延べ利用者数(人/年) | 2,411 | 2,502 | 2,596 | 2,596 | 2,596 | 2,596 |
| 平均利用者(人/日) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

(8)地域生活支援事業（任意事業）

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許の取得又は自動車の駆動装置等の一部改造を行うことにより社会参加が見込まれる人に、免許取得費用又は改造に要する費用の一部を助成します。

主な利用者／身体障がいのある人で、一定以上の等級の人

| 〈自動車運転免許取得費助成事業〉 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|------------------|------|----|----|------|----|----|
| | 年度 | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 |
| 実利用者数(人/年) | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| 〈自動車改造費助成事業〉 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|--------------|------|----|----|------|----|----|
| | 年度 | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 |
| 実利用者数(人/年) | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が、対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難であると認められ、かつ、医師が入浴可能と認めた重度身体障がいのある人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |

日中一時支援事業(デイサービス)

障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 10 | 14 | 14 | 17 | 18 | 21 |

5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

第5章 第3期恵庭市障がい児福祉計画

1. はじめに

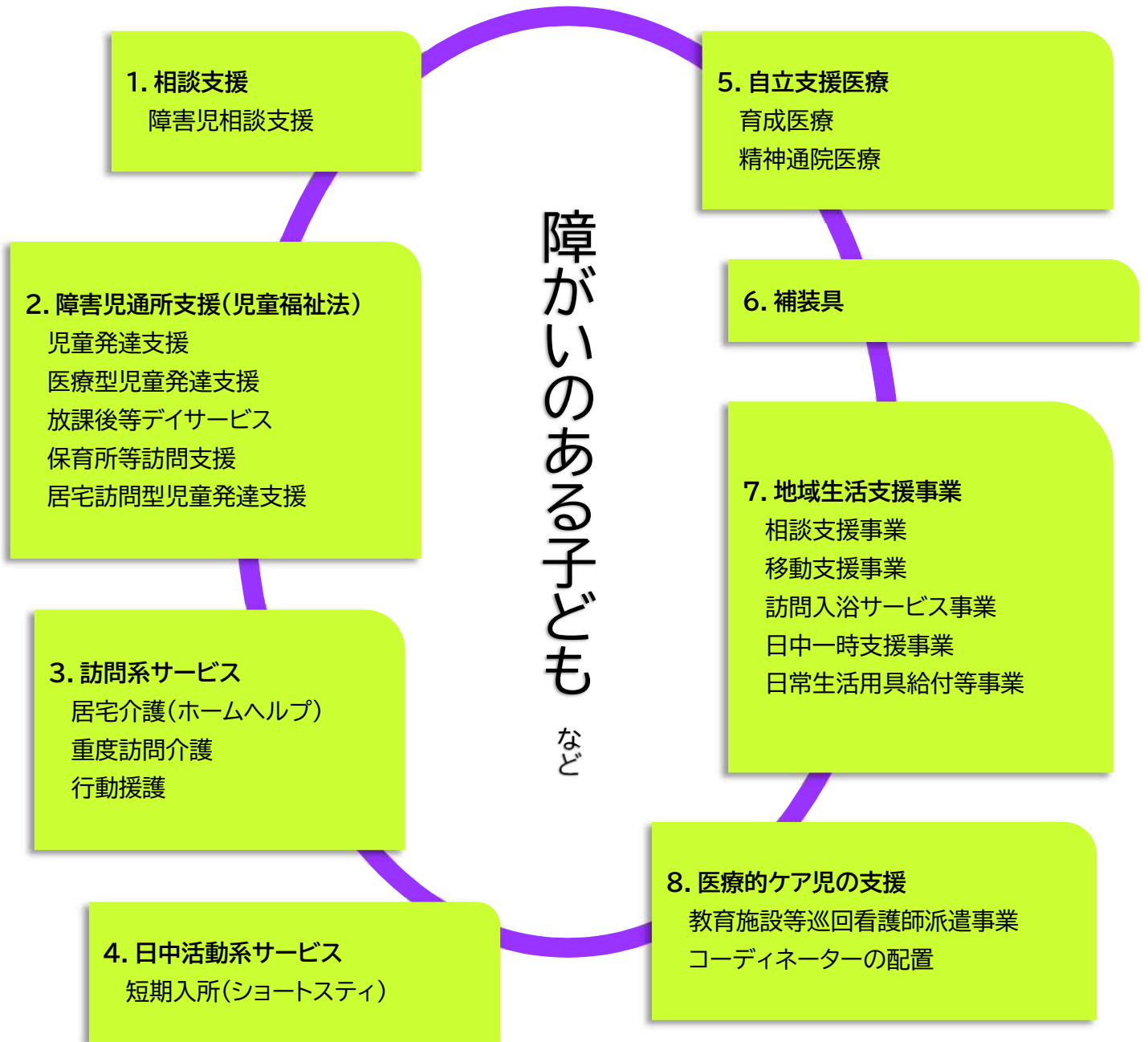
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20規定に基づき、国が示す基本指針に沿って、「第3期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第8期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2. 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達心配な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付を行う「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■障がい児支援サービス体系■



3. 提供体制の整備

(1) 児童発達支援センター

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。児童発達支援と地域支援(保育所等訪問支援・障害児相談支援)、市内事業者への指導・助言などを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに少なくとも児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標としています。

●恵庭市

北海道の方針を踏まえ、恵庭市子ども発達支援センターを児童発達支援センターと同等の機能を有する施設として、北海道より児童福祉法の児童発達支援に加え障害児相談支援事業所等の指定を受けるとともに、人材育成や住民啓発等の地域支援を行う地域の中核施設として位置づけられる「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を受け、平成31年4月より事業を開始しています。

本市としては、市町村中核子ども発達支援センター^{※31}である恵庭市子ども発達支援センターにおいて継続実施することとします。

| 項目 | 目標 |
|------------|------------------------------|
| 児童発達支援センター | 市町村中核子ども発達支援センター継続実施(実施1事業所) |

(2) 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を、発達に心配な児童や障がいのある児童本人とスタッフに行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目標としています。

●恵庭市

本市においては、市町村中核子ども発達支援センターである恵庭市子ども発達支援センターにおいて、継続実施することとします。

| 項目 | 目標 |
|----------|--------------|
| 保育所等訪問支援 | 継続実施(実施1事業所) |

(3) 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの通所支援サービスを行います。

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所確保することを目標としています。

●恵庭市

本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は1カ所ありますが、災害時や感染症の発生においても、サービスが安定して継続的に提供されるよう体制の整備を図ります。

| 項目 | 目標 |
|-------------|----------------|
| 重症心身障がい児の支援 | 継続実施(実施1事業所以上) |

(4)医療的ケア児支援の協議体制づくり

●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※³²を配置することを目標としています。

●恵庭市

平成30年に医療的ケア児の協議の場として、恵庭市障がい者地域自立支援協議会の専門プロジェクト恵庭市医療的ケア児支援協議会(通称「いーえむネット」)を設置しました。本市においては「いーえむネット」を継続して設置します。

また、医療的ケア児に対する支援については、関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するために、令和5年度に子ども未来部に医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。

| 項 目 | 目 標 |
|---------------|--------|
| 医療的ケア児支援の協議の場 | 継続して設置 |
| コーディネーターの配置 | 継続して配置 |

4. 障がい児福祉サービス等の実施状況及び見込量

計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1) 相談支援

障害児相談支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|-----|------|-----|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 315 | 362 | 434 | 521 | 626 | 751 |

(2) 障害児通所支援

児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作の指導や知識・技能、集団生活への適応のための訓練等を行います。

主な利用者／発達が心配な就学前の児童、障がいのある就学前の児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|-----|------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 147 | 179 | 215 | 258 | 309 | 371 |
| 利用量(人日/月) | 552 | 701 | 841 | 1,009 | 1,211 | 1,454 |

医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／肢体や体幹機能の障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |
| 利用量(人日/月) | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 4 |

放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

主な利用者／就学している障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 177 | 208 | 250 | 300 | 360 | 432 |
| 利用量(人日/月) | 1,785 | 2,091 | 2,509 | 3,011 | 3,613 | 4,336 |

保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。

主な利用者／集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用量(人日/月) | 4 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

居宅訪問型児童発達支援

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

| 年度 | 実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|----|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人) | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 利用量(人日/月) | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

(3)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人) | 6 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 |
| 利用時間数(時間/月) | 36 | 33 | 27 | 32 | 38 | 46 |

重度訪問介護

重度の肢体不自由児、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

※15歳以上の児童で、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合は、障がい者とみなします。

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 利用時間数(時間/月) | 0 | 0 | 0 | 14 | 14 | 14 |

行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 利用時間数(時間/月) | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 |

(4)日中活動系サービス**短期入所(ショートステイ)**

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 利用者数(人/月) | 11 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 |
| 利用量(人日/月) | 39 | 40 | 44 | 52 | 63 | 76 |

(5)自立支援医療 (見込量等は設定しません)**自立支援医療**

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

| 区 分 | 対 象 者 |
|--------|---|
| 育成医療 | 身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満) |
| 精神通院医療 | 精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人 |

(6)補装具 (見込量等は設定しません)**補装具**

障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある児童

(7)地域生活支援事業

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|-------------------|------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人/年) | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| 延べ利用時間数 (時間/年) | 763 | 924 | 1,090 | 1,200 | 1,320 | 1,400 |

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

日常生活用具給付等事業(見込量等は第7期障がい福祉計画に含む)

重度障がいのある児童に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／原則として、在宅の身体障がいのある児童・知的障がいのある児童・難病患者等であって、当該用具を必要と認められる児童

(8)医療的ケア児の支援**教育施設等巡回看護師派遣事業**

教育施設等(保育所、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

主な利用者／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

| 年度 | 利用実績 | | | 見込量 | | |
|----------|------|----|------|-----|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 実利用者数(人) | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 |

コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

主な利用者／医療的ケアが必要な児童

| 年度 | 見込量 | | |
|------------------|-----|----|----|
| | R6 | R7 | R8 |
| コーディネーターの配置人数(人) | 1 | 2 | 2 |

5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるような見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会や恵庭市医療的ケア児支援協議会などのネットワーク機能を活用し、情報交換等を行うことで、各サービスの円滑な実施に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある児童の実情に合わせた事業実施に努めます。

資料編

1. 計画策定の経過

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ○令和5年5月29日 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 第1回定例会 |
| ○令和5年6月2日 | 令和5年度 第1回恵庭市社会福祉審議会 |
| ○令和5年7月12日 | 令和5年度 第1回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 |
| ○令和5年9月19日 | 令和5年度 第2回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 |
| ○令和5年9月26日 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 意見聴取① |
| ○令和5年10月10・11日 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 意見聴取② |
| ○令和5年10月26日 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 第2回定例会 |
| ○令和5年11月16日 | 令和5年度 第3回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 |
| ○令和5年11月16日 | 恵庭市保健福祉推進会議 |
| ○令和5年12月18日 | パブリックコメント |
| ○令和6年2月6日 | 恵庭市障がい者地域自立支援協議会 第3回定例会 |
| ○令和6年2月8日 | 令和5年度 第4回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 |
| ○令和6年 月 日 | 令和5年度 第 回恵庭市社会福祉審議会 |

2. 恵庭市社会福祉審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成18年6月21日条例第20号

平成25年6月13日条例第23号

令和5年10月16日条例第27号

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (4) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員(臨時委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 市長は、審議会に次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
 - (2) 障害者福祉専門部会
 - (3) 児童福祉専門部会(子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する合議制の機関をいう。)としての機能を有する。)
 - (4) その他市長が必要と認める専門部会
- 2 専門部会の委員は、13名以内とする。
 - 3 専門部会は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。
 - 5 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選により定める。
 - 6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 7 その他専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成16年条例第8号)

(2) 恵庭市高齢化対策協議会条例(平成14年条例第17号)

(3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例(平成14年条例第15号)

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月16日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1又は別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員等である者は、この条例の施行の日に、第4条第3項の規定により当該別表第1又は別表第2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に附則第6項の規定による改正前の恵庭市社会福祉審議会条例(平成17年条例第8号)第7条第4項に規定する委員である者(恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会の委員である者を除く。)は、この条例の施行の日に、附則第6項の規定による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例第3条第3項に規定する臨時委員として委嘱されたものとみなす。

3. 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 委員名簿

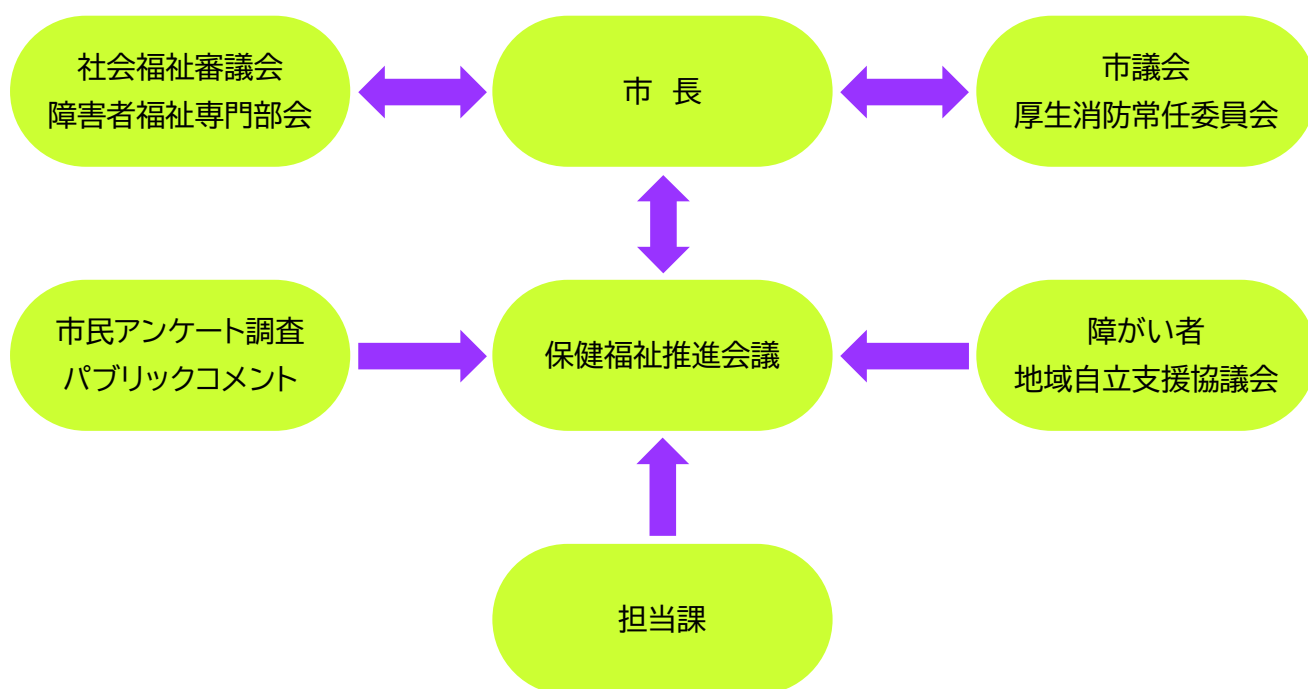
任期 令和5年5月27日から令和7年5月26日

| 区分 | 氏名 | 所属 | 役職 | 審議会委員 |
|---------|----|-------------------------|-----------------------------------|-------|
| 関係機関・団体 | 1 | ふな だ きよし 船 田 清 | 恵庭市社会福祉協議会 | 会長 ○ |
| | 2 | きた ばやし まさる 北 林 優 | 恵庭市町内会連合会 | 会長 ○ |
| | 3 | さやま みえこ 佐 山 美恵子 | 恵庭市地域女性連絡会 | 幹事 |
| | 4 | しゅ どう かず のり紀 首 藤 和 紀 | 恵庭商工会議所 | 主査 ○ |
| | 5 | かね こ しょう た拓 金 子 翔 拓 | 北海道文教大学 | 教授 |
| 福祉関係 | 6 | おお ば よう こ子 大 葉 洋 子 | 恵庭市民生委員児童委員連絡協議会 | 副会長 |
| | 7 | もち つき しん いち一 望 月 伸 一 | 恵庭光風会 | 常務理事 |
| | 8 | すず き さち え江 鈴 木 祥 江 | 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 恵庭地域福祉事業所 | 所長 |
| 障害者団体 | 9 | ささ じま あけ み美 笹 嶋 明 美 | 恵庭発達障がいネットワークすくらむ | 会長 ○ |
| | 10 | たか はし とも はる春 高 橋 友 春 | 恵庭市手をつなぐ育成会 | 理事長 |
| | 11 | たか はし まさ とし俊 高 橋 正 俊 | 恵庭市精神障害者家族会 かしわ会 | 会長 |

順不同・敬称略

4. 計画の策定体制

恵庭市保健福祉推進会議を庁内策定委員会と位置づけ、担当課が作成した素案を審議し原案として市長に報告します。計画原案作成に際しては、アンケート調査を実施して、障がいのある人の意見や要望を反映させるとともに、恵庭市障がい者地域自立支援協議会での意見聴取やパブリックコメントを実施して、広く市民意見を政策に反映します。また、原案は恵庭市社会福祉審議会(障害者福祉専門部会)において審議を行い、専門的観点から議論を深めます。



5. 用語の解説

1 障害者の権利に関する条約

平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会で採択された、人権条約です。日本は、平成 26 年 1 月に条約を批准しています。

2 支援費制度

平成 15 年(2003 年)4月から実施された、障がいのある人自らが障害福祉サービスを選択し、提供者と対等な立場に立ち、契約を交わしてサービスを利用するという、障がいのある人の自己決定が尊重された仕組みです。それまでは、行政が「行政処分」として福祉サービスを決定する「措置制度」により、サービスが提供されていました。

3 障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、それまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとするため平成 17 年(2005 年)11 月に制定されました。平成 25 年(2013 年)4月からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に改正されています。

4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障がいを理由とする差別の禁止に関する具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条に定める差別禁止の基本原則を具体化し、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、平成 25 年(2013 年)6月に制定された法律です。

5 障害福祉サービス

障害者総合支援法における、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の各種サービスのことで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助があります。

6 地域生活支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が実施する事業です。

7 PDCAサイクル

PDCAサイクルとは様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

8 医療的ケア

人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある人に対して、医師や看護師のほか、保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケアのことです。

9 恵庭市手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のため、令和元年10月10日に制定されました。

10 社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような、さまざまな事柄や物、制度、習わし、物事に対してもつ考えなどです。

11 情報アクセシビリティ

パソコンやWEBページなどをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを高齢者や障がいのある人を含む多くの人々が不自由なく利用できることです。

12 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。

13 障がい者地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき、市町村が設置する協議会です。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。障がい保健福祉関係団体並びに障がいのある人等及びその家族、並びに障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する人などにより構成されます。

14 地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう複数の事業所や機関により構築された相談、体験の機会、緊急時の対応などの様々な支援を切れ目なく提供していく地域の体制です。

15 障害者相談員

市町村が委嘱する身体障害者福祉法第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員のことです。

16 地域相談員

北海道障がい者条例施行規則第 15 条に基づき知事が委嘱する、虐待、差別等に関する事案や、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談に係る業務を行う人のことです。

17 ケアラー

心や体に不調のある人の「介護」、「看護」、「療育」、「世話」、「気づかい」などのケアに必要な家族や近親者、友人・知人などを無償でケアする人のこと(一般社団法人日本ケアラー連盟による定義)とされています。

18 住宅セーフティーネット制度

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として設立された制度です。

19 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

20 農福連携

障がいのある人の農業分野における就労及び就労訓練のことで、障がいのある人の工賃水準の向上や農業の支え手の拡大など、「農業」と「福祉」が連携することでそれぞれの課題解決を図る取り組みです。

21 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって定められた割合で、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれの割合に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならないとされています。

22 強度行動障害

自分を傷つける「自傷」や他の人や物を傷つける「他傷」、危険につながる飛び出しなどの「多動」など、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

23 福祉有償運送制度

NPO 法人等が障がいのある人や要介護者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗員定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。平成 18 年 10 月に施行された改正道路交通法により、登録制度として法律上の位置づけが明確化されました。

24 福祉避難所

身体等の状況が、障害者支援施設や特別養護老人ホーム等への入所を要するまでには至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所です。

25 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害が発生した際に自ら避難することが困難な人で、特に支援を必要とする人のことです。

26 個別避難計画

高齢者、障がい者、乳幼児などが災害時にどのような避難行動をとればよいのかについてあらかじめ確認しておくため、ひとりひとりの状況に合わせて作成する個別の計画のことです。

27 遠隔手話サービス

聴覚に障がいをお持ちの方が、ご自身のスマートフォンやタブレットのビデオ通話アプリを使用し、離れた場所の手話通訳者につながることで、手話通訳を受けられるサービスのことです。

28 電話リレーサービス

聴覚や発話に障がいのある人と、それ以外の人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスのことです。

29 地域包括ケアシステム

重度の介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。

30 障害支援(程度)区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者等の心身の状態を総合的に示すものとして定められた「障害程度区分」と平成26年4月に改められた障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」のことです。

31 市町村中核子ども発達支援センター

発達の遅れに気づいた段階から、主に、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に繋がるまでの支援を行うほか、地域の連携体制の構築や人材育成等を推進する機関です。

32 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等本人の健康維持はもとより、乳幼児期、学齢期、就労期を通じて、途切れのない一貫した支援体制を維持するために、生活の場において他職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援の調整を中心的に行います。

恵庭市 えにわ障がい福祉プラン

令和6年3月

恵庭市 保健福祉部 障がい福祉課
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL：0123-33-3131(内線1215)
FAX：0123-33-3137

表紙の絵／タイトル「〇〇」 〇〇 〇〇さん（〇〇事業所 〇〇）